

令和4年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年9月1日から令和4年9月14日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年9月6日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	中 村 夏 実
書 記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀四郎
政策財政課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ど も 課 長	佐 藤 美千代
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(開会 午前10時00分)

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第3号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、10番、渡部順子君、11番、五十嵐一夫君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第2、これより一般質問を行います。

まず、通告により、13番、小畑博司君、登壇願います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）（登壇）

皆さん、おはようございます。13番、小畑博司でございます。通告により、一般質問をいたします。

毎日の報道で、元総理の国葬が話題となっておりますが、ふと思い出しました。2019年の12月4日、アフガニスタンにおいて銃弾に倒れました福岡県出身の医師、中村哲さんを覚えていらっしゃいますか。

1984年からパキスタンのペシャワールでアフガン難民の治療活動に従事し、医療活動だけではアフガニスタンの人々は救えない。食糧生産と水の確保だと18年の歳月を費やして1,000本を超える井戸を掘り、全長27キロにわたる水路を現地の人々とともに造りました。この水路ができる以前、2000年には大干ばつに襲われ、100万人の方々が餓死したといわれております。この水路の完成によって1万6,500ヘクタールの農地がよみがえり、65万人の農民を救うことができました。彼は絶対に望むことではないと知りつつ、彼こそ世界に誇れる方であり国葬に値するのではないかと思います。

さて、周囲の田んぼも黄金色に実り、いよいよ収穫の秋本番の季節到来です。しかし、喜んでばかりはいられません。今年の米価はどうなるのか、これからの農業経営はどう

なるのか、1日もはやく農民が国民の食糧を生産しているんだという気概と誇りを持って生産に取り組める国にしなくてはなりません。

また、あの忌まわしい原発事故から11年と半年になろうという今日においても、災害関連死は増え続け、全国に避難生活を余儀なくされている方々が坂下町民総人口の2倍にも達します。そして苦しみ悩んでいます。さらには200名を大きく超える若い方々が甲状腺がん罹患し、県知事には原発事故とは関係ない、遺憾だなどと言われ、家族とともに言いようのない怒りと苦しみにさらされております。同じ原発事故の被災県民として、寄り添い、支え合わなければとの思いであります。

さて、質問の第1ですが、自然災害はいつどのように、どんな規模でやってくるか当然分かりません。私たちも2011年のあの福島新潟豪雨や台風19号の内水氾濫などを経験し、直近においても近隣市町村における甚大な災害を目の当たりにしました。気候危機といわれる現代にあって、天変地異全てに用意周到に準備することなどと荒唐無稽な質問をするつもりはございません。しかし、せめて我が町の防災マップを基にした体制の構築がどのように進められているのか伺います。

次に、コロナウイルス対策は町民の皆様が安心して提供できているかについてであります。

B A. 5へと変異したコロナウイルスに対して、感染力は強いが毒性は強くない、重傷者は少ないとして、医療逼迫を懸念し、PCR検査や入院治療の自粛を推し進め、さらには陽性者数の全数把握もやめる。また、感染症そのものをインフルエンザなどと同等の5類に引き下げようとするなど、感染症対策を放棄しようとしているのではないのでしょうか。非常に不安に思いまして、一般質問に取り上げざるを得ませんでした。これらの国の現状、対策について、町はどのように捉えておりますか伺います。

また、町内では熱が出て医療機関に電話したら、今日の検査人数にもう達しました。今日は市販の解熱剤を服用して明日まで我慢してくださいと言われる。また、自分は家族が多い、自分がこんな状態のときにどうしたらいいのか途方にくれたとか、熱がひどいのにはPCR検査の予約で2時間も電話していたとか、一人で買物にも行けないのにどうしたらいいのかなどなど、症状が出てからの対応が浸透しているとは言い難いのではないのでしょうか。考えをお伺いいたします。

さらに、町の皆様とともに医療機関や県との共同体制がこの対策には絶対必要ですが、機能しているのでしょうか。お伺いします。

これら総じて町民が安心できる対応ができているのでしょうか。お伺いするものであります。

3番目には、6月議会でもお伺いしましたがけれども、我が町の農業の担い手は、その確保策はどのように進んでいるのか。担い手は増加していますか。ここ数年の傾向なども含めて分析をし、お伺いするものであります。

また、新たな担い手を確保するためにどのような確保策が立てられておりますか。全国的な課題でもあり、先進事例も多くあります。そんな事例に学んで実践に生かし切れているのでしょうか。生かし切れないとすれば、その壁になっているのは何なのか、町

の考えをおただしします。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

13番、小畑議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第3についてお答えいたします。

初めに、1についてお答えいたします。

本町農業における担い手につきましては、認定農業者や新規就農者、集落ごとに作成している人・農地プランに位置づけられた中心経営体等、経営規模にかかわらず、意欲的に農業経営に取り組む全ての農業者であると考えております。

しかし、担い手の状況を見ますと、担い手自身の高齢化や後継者不在、農産物価格の低迷による厳しい農業経営の現状等を背景として、特に認定農業者数においては年々減少傾向にあり、農業を介した農村コミュニティ維持にも大きな影響を与えております。

さらに、7月に県主催で開催された研修会の中で示されました、農業・食品産業技術総合研究機構のAI分析のデータによりますと、10年後の本町農業経営体数は約32%減少し、離農に伴う供給農地面積を合わせた担い手1人当たりの担うべき農地面積は、約59ヘクタール必要であると予測されていることから、担い手の育成と確保は、基幹産業である町農業の存続に関わる最重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

次に、2についてお答えいたします。

本町における担い手の確保策につきましては、これまで、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づきながら、認定農業者制度や人・農地プラン策定事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営の確立による、持続可能な農業経営体の育成、確保に向けた取組を総合的に展開してまいりました。

特に、人・農地プラン策定事業においては、「集落の農地は集落で守る」を基本理念とし、将来の集落農業のありたい姿の実現に向け、新規就農者を含めた集落農業を担う経営体の位置づけや、農地集積の方針等について話し合いを重ねているところであります。

町といたしましては、このような取組を重点的に支援するとともに、プランに位置づけられた経営体を中心に、生産基盤強化や経営発展に向けた支援事業等を積極的に展開することで、担い手の育成、確保につなげてまいりたいと思います。

さらに、国の働き方改革の推進を背景に、民間企業等において、副業や兼業等、働き方の多様化が進んでいることから、担い手不在の集落等においては、このような働き方

を希望する労働者と農業生産現場が抱える人手不足や後継者不在等の課題をマッチングするなど、地域内外を問わず、様々な人が農業を支える仕組みを構築することで、農業従事を通じた多様な担い手の確保にも努めてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

防災マップは、自分の住む地域で大雨や地震といった自然災害が発生したときに、どこにどのような危険があるのか、また、どこに避難したらよいのかを地図上にまとめたものであります。現在使用されている防災マップは、平成28年に作成されたもので、作成時から6年が経過し、この間気候変動の影響から災害が頻発化・激甚化しているため、国で示す指針に基づき、今年度中に改訂し全戸に配布してまいります。

主な改訂内容は、1点目に想定雨量の基準を100年に一度程度の降雨量から、おおむね1000年に一度程度の想定最大規模降雨量に変更し、浸水想定区域を変更いたします。2点目に避難勧告と避難指示の2種類を避難指示に一本化する避難情報を変更いたします。3点目に避難情報をもとに、住民が自主的に避難行動を取るための指針を新たに掲載いたします。

内容の検討に当たっては、消防署や防災士会などの防災関係機関・団体や消防団の方々から意見をいただき進めてまいります。

また、スケジュールにつきましては、来年2月までに改訂作業を終え、3月に全戸配布をいたします。それとともに、防災に関する地区説明会や出前講座の開催、町広報誌を活用した防災情報の継続的掲載を実施し、災害による人的被害の軽減と住民の防災意識の向上に努めてまいります。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

おはようございます。

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。

初めに、第2の1についてお答えいたします。

感染力の強いオミクロン株BA.5系統の割合は、8月末時点で県内の97%を占め、感染が急激に拡大しやすい状況が続いていると考えられます。

本町におきましても、新規感染者数が過去最多を更新している状況にあることから、町内に2か所あります「検査・診療医療機関」の現状を調査したところ、「電話対応が殺到し、業務に多くの支障をきたしている」「かかりつけ医で受診できない人が多く、新規患者としての受入れとなるため、感染予防をしながらの間診に多くの時間を要してしまう」などの声があり、医療現場の逼迫している状況が分かりました。

町はこれらの過重負担の事実は直視すべきであり、一定の見直しが必要とされる状況にあると考えております。現在、議論されております国や県の方針を的確に捉えながら、対策を決定してまいります。

次に、質問の第2の2から4までは関連いたしますので、一括でお答えいたします。

現在の医療機関や保健所の状況からは、すぐに受診ができないことで不安を感じておられる方が多く、また多くに身寄りがなく心配など様々なつらい思いをされておられる方々やご家族方から直接連絡をいただき、保健師を中心に電話や訪問などで相談対応をさせていただいております。

また、県地方振興局からの感染者及びPCR検体情報を担当者が毎日電話で収受し、毎週の県対策本部会議決定事項と合わせて、町本部会議の招集、対策について決定をしております。

医療機関に対しましては、入院治療、検査診療、ワクチン接種など、各機関の機能や目的に応じ、日々現場と連絡を取り合いながら連携調整を図り、地域医療の維持に努めております。

感染対策の基本指針につきましては、国や県が方針を決定するものとなりますが、町は町民皆さんの声をしっかりと聞きながら、また関係機関の現状を踏まえ、きめ細やかに適切な対策を実行することが大切と捉えております。町民の皆さんの大切な命と健康を守り、安心で対応が図れるよう、今後も、迅速に、分かりやすい対策の発信と実行に努めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

なるべく順序をばらばらにしないように再質問したいと思いますが、私の質問の順番から行きますと、防災マップに基づいた防災対策をどのように立てられているかということですが、答弁の多くは今年中に改訂をするので、そのマップによつての対策というのは、もちろんこれからだというようなお話のようでございますが、基本的な部

分の各地区で起きる想定される災害は、100年から1000年に一度に変わって、浸水の量であるとか、様々変わってくると思いますけれども、基本的には災害の質は同じというかね、だと思っうんですね。これまで考えられてきた対策というのは、町なかであれば町なかの対策が、広瀬であれば広瀬、川西であれば川西というふうにいるろろ考えられてきていると思っうんですけども、大きく変わる部分というのは特にないと思っうんですけども、どんなお考えをお持ちですか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

地域性におけます災害の特質性については、ほぼ変更がないかなというふうに思っっておりますが、今回の防災マップの改訂では、今までなかった視点が1点ございまして、磐梯山の噴火に備えるという点が1点加わってございまして、坂下でいきますと、この平場、影響の範囲というのが出てまいりますので、そこが新たな視点になるかなというふうに考えておりますが、基本的な災害への備え、対策等については、大きくは変更はございません。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

1000年に一度だから、100年から1000年に一度になったからというようなことで、ちょっとイメージが湧かないんですけども、聞き及んでいますところによれば、この現庁舎周辺も以前のマップでは1メートルぐらいの浸水と、それが新しいマップでは3メートルぐらいというような、ちょっと耳にしたわけですけども、我が町でもこれから最重要課題として新庁舎建設というのは控えているわけですが、ここで3メートルということとは、常識的に考えるとどこも建てる場所がないのかなと。

勝方のほうでは、個別ネームを出しちゃうけど、高いところに建てるを得ないというふうにな単純に考えればなっちゃうんですけども、そうではなくて、3メートルということがあっても、水路の整備であるとか、水路を大きくするとかも含めて対策をすればということもあると思っうんですが、やっぱり一般的になかなかぴんとこないというところがあるんですね。

ただ、ある程度のマップがそういうふうになる以上は、やっぱり町民の方々にも納得していただくということもいろいろ必要になってくると思っうんですね。整合性というかね。その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議員おただしのとおり、おおむね1000年に一度の最大雨量を想定した場合、この仲町、この近辺については3メートルの浸水がされるという予測の数値となっております。それらを基にこの会津坂下町、旧町内を見たときに浸水区域は全域に及ぶというのが現状でございます。

その中で、浸水につきましては、雨が降り、上流から水が流れてくるという部分と、あとそれを処理する能力という部分の相対的なものとして最大値で表れてくるものではございますので、それらのいわゆる防水対策、水路改修なども含めた、これからの都市計画上の対応も取っていきながら、被害を最小限にとどめていくというような最終的な計画というか、地域づくりも必要になってくるというふうに考えてございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

当然にして、役場庁舎ができれば云々だけで私はお話ししているわけではないんですけども、マップが変わるということについては、ここだけじゃなくて浸水地域は広いもんですから、これから全国で見られている多くの災害を見たときに、安価に土地を開発できる、求められるということで、昔の人はあまり住まなかったところに住宅地が拡大をして、結果的に災害に結びついてしまっているというようなことも見受けられているようではありますが、そういう意味から言うと、町でマップを発行するわけですから、いや、ここは1000年に一度だけでも、役場は3メートルだけどここは5メートルですよ。ここにうち建てるみたいですけどもというようなことになれば、そういうことにも影響してくるのかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

確かに、町全体の部分では浸水想定区域が3メートル、2メートルという部分ではなるかと思います。会津盆地の特有な地質構造、地形ですね。坂下町と喜多方の間でしか

水が抜けていかないという地形的な部分もございます。その部分も含めて土地を売買するに当たっては、防災上のいろいろな制約等につきましてもお示ししなければならないという土地売買の規定がございます。その部分も含めてお知らせしていく必要があるのかなというふうには考えているところでございます。

実際的には急傾斜地ということで、気多宮地区も指定されておりますし、土砂災害の警戒区域として各沢ごとに、その部分についても表示しているような状況になっております。防災マップ上で表示しておるような状況になっておりますので、防災マップを見ていただきながら土地売買については土地家屋調査士さんですか。そちらのほうと併せながら土地売買のほうは進めていっていただけるのかなというふうには考えているところではございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

迫りくるというか、もともと不安な要素、不安な要素というか、大雨が降ればここは内水氾濫が起きますよとか、あるいは土砂崩れが起きますよとか、そういう心配のある部分について当然示されてくるものだろうと思いますけれども、今様々な部分で危機感というのが叫ばれております。

食糧危機もそうですし、気候危機もそうですし、あまりにもいろんな部分であまり危機が多過ぎて麻痺してしまっている部分もあるんですけども、逆にそれぞれの地域でそれをきちっと把握することで安心して住んでいただくということが必要になるのかなと思います。

逆にこのハザードマップを発行すると同時に、本当に各地域でここはこういうことが起きる可能性がありますというところは、地元の人たちはある程度は知っているつもりだと思うんですが、やっぱり幅広い年代でそれをご理解いただいて、安心というか、それらを心のどっかに置きながら住んでいただくというところで整理していただきながら住んでいただくということも必要になると思うんです。

そういう意味では、これまでも私はこういう一般質問の場で、全協かどこか忘れましてたけども、各地域ごとにコミセン単位であるとか、そういうところで防災対策については全てをやるというんじゃなくて、把握をし、やっぱりきちっと分かっているというようなことを、ある程度防災士の皆さんと協力しながらやっぱりやっていくべきじゃないかというふうに思っておりますけども、その辺は、出前講座も入っていますけど、いかがでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

災害への備えにつきましては、いろんな場面でしていかなければならないというふうに考えております。災害に対応するには、自助・共助・公助という区分でも整理をしていかなければならないのかなというふうに思っています。

自助に関しましては、災害に日頃から備えるという部分も必要かというふうに思いますし、そうなった場合、家族の中でどうやって避難行動を取っていくのかという避難の初期行動にそれは表れてくるのかなというふうに思っています。

また共助の部分でいけば、地域のお声がけであったり、今現在、体にご不自由な高齢者の要支援、避難要支援の報告を受けまして、地域の中でその方々をどう一緒に避難をしていくのかという共助づくりもしております。

また公助という部分につきましては、避難所の設営であったり、避難所の運営であったり、避難された方々のご支援ということで、各セクターにおいて避難の備えというものをしていかなければならないというふうに考えております。

それらの議員おただしのとおり、地域コミュニティセンターを中心として、お年寄りの講座であったり地域の方々が集まる講座の際に、防災についてのお話を設けさせていただいたり、説明会なども定期的を開催していかなければならないというふうに考えております。その一時ではなくて、心のどこかで常に災害に備えていくというような取組を継続していかなければならないというふうに考えてございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

特に人口が集中している旧町内についての火災とかは別にして、そういった自然災害について懸念される材料というか、どのように把握されていらっしゃいますか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

最近の自然災害の中で、やはり発生率、確率の高いものは豪雨災害だろうというふうに認識しているところであります。町内の水路関係を見ますと、区画整理地内等々についてはある程度整備されてはきておりますが、区域外、どちらかというと北側ですね。北側の部分については、やはり側溝にしても細い側溝であるとか、結局上流からの水が

飲み切れないというようなことで、各道路が冠水したりとかという部分がございます。

抜本的に、最終的には北裏排水から旧宮川等々に流れ込むような構図になってございますが、北裏排水路も実際のところでやはり断面不足というようなところがございますので、行く行くやはり改修を見据えた形の中で町全体の側溝等々の見直し、改修等も必要になってくるものと考えてございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

新しいマップができる以前から懸念されていることは、様々把握されていることと思います。ぜひとも新しいマップを早く作っていただくとともに、それぞれの地域の分についてしっかりと伝えていただいて、安心して住んでいただけるように、これからも頑張っていたきたいと思います。

次に、コロナですね。

私がちょっと情報不足ということもあるのかもしれませんが。皆さんが知っているのに私がちょっとアンテナが低くて分からなかったのかもしれないんですけど、熱が出たのは家族で、熱が出まして、その場合にちょっと陽性になった家族と接触したということがあったので、なおさらかかりつけのお医者さんに電話しました。当然PCR検査もできる医療機関ですから。ところが、今熱が出たばかりで来てもらっても出ないというか、PCRで陰性になるかもしれないから、明日以降にしてくださいということで、明日は、私は休みなんですと。ほかの医療機関に行ってくださいと。

ほかの医療機関に電話しました。朝8時半に電話したら、10時からこちらの携帯が発熱外来の窓口になっていますから、こちらに電話してくださいと。そこに電話し、もちろん10時になるのをいらいらしながら待ちながら電話したら、2時間ずっとかけっ放しで、やっと2時間後につながったというところで、つながったところ、じゃあ、3時半に来てくださいということで3時半に行って陰性だったんですけども。発熱しているのかかわらず、自分でその辺の市販の薬を買って、何々という薬を飲んでくださいと、取りあえず。という対応というのは、ちょっと安心できないなと私は思ってしまったんですね。そんな対応でいいのかなと。感染拡大ということを本当に心配しているのかなと。

その人がどういう家族構成であるのかも含めて、やっぱりしっかりと医療機関のほうで把握をしながら対応されているのであれば安心のところもあるんですけど、その辺が徹底しているのかなと疑問だったんですけども、私、本当のこと言っているんですが、どう思いますか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず答弁の中ではお答えしませんでした。まず医療機関の従事者の方については、コロナ発生以来いろいろ従事していただいて、この場を借りて御礼申し上げます。そしてまた町民の皆様についても、日頃からコロナ対策大変ありがたく思っております。御礼申し上げたいと思います。

そして今ほど議員おただしの件でございますが、私どもも、2診療機関ありますが、そちらのほうで答弁にも申し上げましたが、調査いたしました。そうしますと、やはり逼迫していて電話も受け入れられないというような状況だというような現状を把握することができました。

このコロナだけの受診ではなくて、一般の受診もしなければならない。そしてまたなおかつほかの予防接種、そしてコロナの接種もしなければならないというようなことで、大変もう逼迫しているというようなところでございます。

まずその受診する基準、目安というのは、日本感染症学会、そのほか4学会から出ているんですけども、当然、議員さんは65歳以上の方で、基礎疾患がある方、妊娠している方、そして37.5度以上4日間続いている方、症状が重い方、例えば水が飲めないとか、呼吸、動けない方とか、顔色が悪い方という方が受診をしていただくというようなところでございます。

そして今、熱があつて受診して、お医者さんのほうから市販の薬を飲んでというようなことがあつたかと思いますが、これが陽性であれば別な指導が入ったのかもしれませんが、陰性が出てからというような電話……。

ちょっとずれているのでもう一回お願いします。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

陽性になったから電話したわけじゃなくて、陽性だったら大変だなということで、発熱しているのでかかりつけ医に電話しました。かかりつけ医もコロナでPCR検査もできる機関です。ところが、今熱が出ているからといって検査しても陰性になるかもしれないので明日にしてくださいと言われた。いや、明日するのはいいんだけど、自分は家族が多いから、もし陽性だったら移してしまうという心配をしているわけです。しながら電話しているわけです。

だからそういうふうに電話した人の対応も、じゃあこうすべきだったのかなという指針というか、このときはこうしてください、誰でもが分かるような情報をばんばん流し

ているかな、町が流しているのかな、分かるようにということが一つあるわけですね。あげくに、結局電話した機関は次の日休みなので、別の医療機関に電話してくださいというふうに言われました。

次の日、別の医療機関に8時半からだということで電話したら、10時にもう一回ここに電話してください。発熱外来はこちらです。携帯を教えられて、そっちに10時になって焦って電話して、そうしたら2時間ずっとやりっ放しで、やっと2時間たってつながった。つながったら3時半に来てくださいと。3時半に行って受診して、夕方その結果が来て、陰性だったからほっとしたんですけども、いろんな家族の状況、あるいは独り暮らしだったりいろいろあるので、これは古川町長からこういうことでという放送がされています。感染対策について放送があるんですけども、かかったら、もし熱が出たらこうですよという道筋というのは、そのぐらいに町民に伝えられているかなというふうな心配だったんですね。その部分なんですよ。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、医療機関への情報につきましては、県のほうから県医師会、そしてまた保健所のほうから情報が医療機関のほうには行っております。そして同じような形で私どももそういった情報を共有しておるところでございます。

町民の方にどのような形で浸透しているのかというふうなところでございますが、先ほども言われましたとおり防災無線もありますけども、毎月、新型コロナウイルス対策本部からのお知らせというふうなところでお知らせはしているところでございますが、なかなか見ている方もいらっしゃいますが、いない方もいらっしゃるんだろうなというふうなところで、なるべく分かっていたけるように、こちらも自分の命が危うくなるかもしれないというふうなところなので、安全・安心を担保する意味でももっと分かりやすいようにお知らせしていかなければならないなというふうなところでございます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

ちょっと前なんですけど、ちょっと前は10日くらい、2週間はなんないと思うんですが、私も厚生病院の事務長さんと会って話をしてきました。そのとき事務長の言葉から厚生病院もパンクですと。本当になごみのほうの利用者のかかった人も入院患者と一緒に受け入れなきゃならない。それで、そのほかにも入院している人いらって、もう入院病棟

パンクしているんです。それで一般病棟二つ、そのように窓を開けましたというわけね。

だから本当は届出している病室より二つ余計に使ったのかなと思うんですが、そんな状態で、だから電話してもなかなか受付できなかったというのもそんなことがあったのかなと、今聞くとと思うんですが。そしてまた病院のほうも県のほうも同じなんです、当然共同体制は機能しているからこそ、そういうような状態にあって、病院からは保健所に必ず誰々さん、住所、氏名、年齢、どこどこ勤務、全て報告しなくちゃならないことになっています。その一人一人の報告がなかなかやっぱり時間がかかるそうなんです。そうすると、次から次へ受け入れる検査しなくちゃならない、本当に厚生病院もパンクだと。

ですから、今騒いでいるのが、国一律にしての人数発表と、各町村ごとに何名、何名なんて細かいこと言わないで、重症患者のみを発表するかとか、というような話になっているのかなと、私はそんなふうに思っているんですが。

いずれどんなふうになろうとも、県との共同体制は当然取っておりますので、ただやっぱり基本的には、自分の体は自分で守るというように、いつも放送しているように、みんなで自己防衛という対策を一つしっかりとやっていただくようお願いするしかない、こんなふうに思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

最初のコロナ関係の質問はどう考えているかと、国がそういう全数把握をしないようにするとかというのは、医療機関の負担が大変だということであれば一大事なので、そういう把握とか事務作業については自衛隊の方が手伝ってもらってもいいと思うんですよ。25万人ぐらいいらっしゃるわけですから。こんな本当の泥水とかああいうのを救助ばかりじゃなくて、こういうのにも活用していただければいいのかなと。それで解決するのであればね。

なんか、その辺が感染対策そのものも風邪と同じだというふうにしようかとして、何か思うんですけども、その辺の考えは全然述べられていないんですけど、どうですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

その点については、私どもが風邪と同じというような、そういうような感想を述べるというところではなくて、国がちゃんとしたエビデンスに基づいて施策なり、方

針なりを決定していくのかなというふうなところだと思います。

しかしながら、今の状況を鑑みますと、大体情報では数千人に一人ぐらいしか重症化が出ないというような情報もあります。そしてまた福島県内の今回の情報を見ますと、大体450人ぐらい入院しているわけです。そのうち重症者が大体4名、これで大体0.8%というようなことでございます。

町としては、2類から5類にというふうなところではなくって、まず重症化を防ぐために予防接種を受けていただいて、重症化するような方については予防接種を受けていただいて、なおかつ個人個人が基本の対策を取っていただくと。両輪で進めていくというふうなところでございます。

また、ちなみに3回目の予防接種率ですけども、坂下町についてはもう全体で87%ぐらいいっています。4回目、9月30日までやるような予定ですけども、今の段階では49%なんですけども、65歳以上については78%というふうなところまでいっておりますので、例えば65歳以上の方とか、妊婦の方とか、基礎疾患がある方とかについては予防接種をしていただいて、重症化予防していただいて、なおかつ個人で基本的な対策を取っていただくというふうなところで、お願いしたいというふうなところでございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

このまま全数把握をしない、あるいは2類から5類へというふうになると、現在でも生命保険に入っている人は自宅療養でも陽性者は保険金の対象になっていますが、今月末からはならないと。65歳以上だとかなんとかと条件がついてきたりするわけですね。

これは本当に自宅療養であろうが何だろうが大変だと思うんですね。これ賃金は何十年、20年も上がらないのに、これは生命保険の対象にもならないと、働いている人がね。でも陽性だから会社には行けないということになれば、町民の生活を守るという意味でも、これはなかなか黙っているわけにはいかないと思うんですね。町としてもそれはきっちり、これは保険会社の話になっちゃうかもしれないんですけど、やっぱり国にも要請するというか、そういう姿勢は大事かなと思います。

もう一つは、私のように熱が出た、どうすっぺというときに、厚生病院、熱がいつ出るか分からないよ。夜中でっか、朝でっか分からない。病院がやっている時間かどうか分からない。そんなときにはどうしたらいいかというのが分かるようなワッペンでも作って配布してくださいと思うんですけど、そんな対策も含めて、少しでもやっぱり町民の皆さんが安心して生活できるような対策をやってほしいと思うんですが、いかがですか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず、1点目の保険の件でございますが、こちらについては、まず本町として国保の部分については、例えば休業した場合については、ある程度幾らか出るというようなところでございます。その他の保険については、別保険で対応していただくというようなところになるかと思えます。

そしてまた熱が出たときどういう対応をしたらいいかというような部分については、今後毎月の対策本部のお知らせであったり、ホームページであったり、その中でお知らせしていきたいなというふうなところでございます。

以上でございます。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

農業問題まで行けませんでした。これで私の質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、小畑博司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により6番、渡部正司君登壇願います。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）（登壇）

6番、渡部正司でございます。通告に従い、質問をいたします。

今回の質問は、6月定例会に引き続き、町民の皆様に関心の高いと思われます新庁舎建設問題についてであります。

新庁舎建設にあつては、SDGs言えば、前回も申し上げましたが、11番という番号数字がありますが、住み続けられるまちづくりを、そして12番、作る責任、使う責任に大きく該当するのではないかと考えています。

ときに作る責任、使う責任、住み続けられるまちづくり、これらを念頭にSDGsの観点のことも考えながら、質問をしたいと思います。

第1、新庁舎建設についてであります。

新庁舎建設については、4年前に建設予定地を現本庁舎周辺とする議決がなされまし

たが、その議決には前提があって「国の財政支援措置の期限である平成32年度中の着工を前提として、建設用地を選定していくこと」としっかり明記されてありました。国の財政支援と短期着工が可能であることが議決条件でもあったわけです。建設延期をした時点において、財政支援を失い、無論、着工もなくなりました。議決そのものの前提が崩れ、言わば、先の決定もなくなったと考えるのは自然だと考えています。

とはいえ、今まで多くの方々が検討してきた内容全てが、無に帰すということではなくて、これまでの新庁舎建設検討委員会、以下、検討委員会と申し上げますが、そこでの議論や、所轄の執行部の調査・研究等々は生きていると考えています。ただ、これまでの検討委員会の議事録は、個人情報が含まれるとして開示されていません。このことから、この内容が私たちにとっては不明であります。議事の定義が不明であります。この議事録の非開示は、建設予定地がどのように決定したのかの検証が困難になるばかりではなくて、決定の透明性に欠けると以前から指摘してきたところです。

なお、旧江戸鮎解体費用を含んだ令和4年度の予算を可決したのに、今になって建設予定地として反対するのはおかしいという声もいただいています。

遡ること1年前、延期表明後、大きな動きがなかった新庁舎建設問題が動かざるを得なくなる事態ができました。旧江戸鮎が競売にかけられ、その時点で町が購入しなければ建設費用が膨れ上がり、選定の根拠が崩れるばかりでなく、計画等に支障が出て、建設そのものが危ぶまれるという事態に追い込まれる状況だったと思います。

そこで町は、競売に参加し、町所有となったわけです。私はこのことを支持いたしました。これは予定地として全面納得していなくても、費用アップにつながるようなことの懸念から当然の支持をしたわけです。この建物所有、もともとの購入費から若干ではありますがアップしたと思います。これを反対することにはならなかったです。むしろ、執行部側にとってはよくやったというふうに褒めたいと思っています。

続いて、建物解体の予算、約3,200万円であります。これは3月議会で可決いたしました。今年の3月議会です。その予算で現在解体が進んでいる。皆さんご承知のとおりです。

この一連の動きは、個別の観点から見た場合に、また建設予定地とした費用高騰の懸念から当然であると考えています。解体については、町所有としたものの、使われないまま大きな廃墟建物が町のど真ん中にある。これは町としてふさわしいものかどうか、答えは明解だと思います。

これらの判断が適切であったかどうかは、意見が分かれるかもしれませんが、まちづくりの大きな土台となって、多くの方々は了とするのではないのでしょうか。今になって反対しているのはおかしいとする指摘は、私は当てはまらないと思い、多くを含んだものであることを主張したいと思っています。

結果的に、再考するとなれば、現在地の一つの懸念はなくなります。また、まちづくりの様相も視野も視点も広がってきたのではないかと考えています。これまでの検討がまちづくりとして生かされることになるのではないのでしょうか。

目標の設定を、新庁舎を建てることにするか、あるいは町民の福祉やまちづくりにす

るのかであると考えています。検討委員会が7月12日に再度招集され、新メンバーも加わりました。今後の検討委員会やいろんな場面での協議の在り方、公開性を含めた建設に当たっての姿勢や方向性をおたしするものであります。

1、検討委員会について。

(1) 4年前の検討委員会の協議などについてどのような所感を持ち、議論を深める具体的方策は何でありましょうか。

(2) 幅広い住民の声を聞く必要があることから、新検討委員会のメンバー構成として、団体代表のみではない一町民のほか、地区、年代、産業、男女等の分布をどのように考えていますでしょうか。

(3) 議事録の公開、これは透明性や公益性の観点からも必須と考えております。前回同様な非開示とするのでありましょうか。

(4) 多様な意見の集約は必要であります、とても時間がかかります。当然であると思います。そこにあって町主導というのも有用であって、専門的な知識あるいは今までの研究の効果、結果がそういった観点からも必要なこともあると思っています。意見の集約や主導することのバランスですね。これをどのように考えて、実践しようとしておりますでしょうか。

(5) そして検討委員会に期待するものは何でありましょうか。

これをお尋ねいたします。

次に、2、建設概要についてであります。

平成30年に建設延期を表明して、それから4年ぐらいたちました。その間、検討、研究、調査は続けられていると思います。その今現在で町民の皆様を示すことができるものとしての概要について伺います。

(1) 建設予算規模、運用コスト等々、そういった概要はどのようなものでありましょうか。

(2) また、予算規模、先ほどの運用コスト等は建設の方式によって大きく変わっていきます。これまでの従来方式、PFI方式、ECI方式、デザインビルド方式、リース方式等々の検討はどのようになっているのでしょうか。

(3) 財源確保についてであります。クラウドファンディング、あるいは町民債、いわゆる誰でも購入できる公に募集する地方債「公募債」といわれているものですが、こういった検討はいかがでしょうか。

(4) 建設予定地は町所有地を原則としていましたが、それ以外も検討の余地はあるか。

三つ目であります、町民の素朴な声はいまだに強いものがあります。

(1) あれほど金がないと言ってきたのではないか。今、建設して本当に大丈夫なんですかというかという心配の声があります。これにはどのように応えますでしょうか。

(2) 庁舎を建てるお金があったら、別な使い道いっぱいあるでしょうと。例えば、各行政区から上がってくる今まで何年も何年も通して要望事項を上げてきた。これらの実現に使うべきではないかという声も多く聞かれますが、こういった声にどういうふう

に答えていきますか。

(3) であります、住民への説明会、9月の下旬等々から地区懇談会を開いていくという話もありますが、具体的な姿を教えてください。

最後であります、町民の知恵と協力により町民のための新庁舎になったと評価されたいと願っています。町の大きな建設ビジョンを伺います。

以上、登壇での質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

(午前11時03分)

再開は11時15分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前11時15分)

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

6番、渡部正司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の3と4についてお答えいたします。

初めに、3の(1)についてお答えいたします。

新庁舎建設事業につきましては、平成30年第3回定例会にて、財政上の理由により延期するとご説明させていただいておりました。

財政健全化を図るため、令和元年度に、財政健全化アクションプランを策定し、令和6年度までを財政健全化最重点期間と位置づけ、単年度収支を黒字化させること、並びに、僅少となっている財政調整基金の確保、実質公債費比率の改善を大きな目標とし、財政の健全化に取り組んでまいりました。

令和3年度末の財政調整基金残高は、6億3,378万3,000円、新庁舎建設の自主財源となる行政センター建設基金残高は、5億8,177万9,000円となり、健全化判断の基準となる実質公債費比率は11%、将来負担比率は49.1%まで改善しております。

令和3年度に改訂した財政シミュレーションにおいて、新庁舎建設費用を含む、今後10年間の収支が黒字化する見通しとなりました。

財政状況に改善の兆しが見え、新庁舎建設事業が現実となってまいりましたが、依然として県内市町村の中では財政指標が下位に位置していることから、財政健全化アクションプランによる財政健全化への取組を今後も継続し、建設資材や労務費等の高騰にも

対応できるよう、さらなる基金積立を行ってまいります。

次に、（２）についてお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、早期に取り組むべき、町の最重要事業であります。

一方、各行政区からの要望事項に対応することは、庁舎建設をする、しないにかかわらず、地域に生活する町民の皆さんが安全で安心して暮らせる地域社会の実現のために、大変重要であると認識しております。

このため、各行政区からの要望につきましても、町民生活を守るための重要性を考慮し、確実に対応をしてまいります。

次に、（３）についてお答えいたします。

町民から出された請願及び議会からの意見書について尊重し、今後の事業計画については、現候補地を含め、建設場所についても再考することとし、最終的には町が総合的に判断してまいりたいと考えております。

そのための判断材料として、20年、30年後の将来のまちづくりを考える、まちづくり懇談会を実施し、再度、幅広く町民の声を聴く機会を設けたいと考えております。その後、改めて基本構想等について、住民説明会を実施する予定であります。

次に、４についてお答えいたします。

新庁舎建設は、町民の生命と財産を守り、町民の安全・安心の確保や災害時における円滑な復旧・復興の拠点となります。施設建設の観点のみならず、町民と行政の協働など、町民・議会・行政の関係性や市街地の形成など、将来に大きな影響を及ぼす重要事項であります。

そのため、新庁舎建設検討委員会だけでなく、より多くの町民の意見を反映させるべく、各地区でのまちづくり懇談会・各種団体との懇談会を実施し意見をお聞きするとともに、町民アンケートを行い、意見・希望を集約することで、町民のための町民が望む新庁舎を建設し、持続可能なまちを実現したいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

改めて、おはようございます。私からは、ご質問の第１の１と２についてお答えいたします。

初めに、１の（１）についてお答えいたします。

４年前の検討委員会につきましては、当時の国の財政支援措置の期限である、平成32年度中の着工を前提としていたため、検討委員会での議論の大部分は、新庁舎建設予定地でありました。そのため、新庁舎そのものの具体的なプランの議論にまでは話が及ば

ず、延期となりました。

今後、20年、30年後の将来のまちづくりも見据えた新庁舎となるよう、各委員が発言しやすい委員会とし、基本構想・基本計画について、議論していきたいと考えております。

次に、（２）についてお答えいたします。

8月25日に実施しました第12回検討委員会より、新たに9名の委員を追加することといたしました。内訳につきましては、各地区の地域づくり協議会より6名の方と、一般公募による青年代表3名の方となります。検討委員会の議論の中で、委員が坂下地区の方に偏っているのではないかとの意見を受け、各地区から選出していただきました。また、これからの将来を担う若者の意見を取り入れるべきだとの意見もあったため、一般公募の委員は40代までとの年齢制限を設け、募集をしたところであります。

次に、（３）についてお答えいたします。

議事録の公開につきましては、議論の透明性確保の観点からも必要だと考えており、個人情報保護し、今後、準備ができ次第、町ホームページ上などにおいて公開をしていきたいと考えております。

次に、（４）についてお答えいたします。

議会からの意見書を受けて、今後、本町では幅広く町民の意見を取り入れるために、各地区でのまちづくり懇談会及び町民アンケート等を実施していきたいと考えております。

まちづくり懇談会につきましては、9月15日から各地区において開催する予定であり、9月9日配布の情報かわら版に掲載し、周知してまいりたいと考えております。

議員おただしのとおり、幅広く意見を募ることは収集にも分析にも時間がかかることと存じております。今回、町長自らが直接町民の声をお聞きした上で、専門的な識見を有している方などからも参考意見をいただき、最終的には町が総合的に判断して決定していきたいと考えております。

次に、（５）についてお答えいたします。

今後、検討委員会におきましては、20年、30年後の将来を見据え、様々な角度から意見をいただき、基本構想、基本計画がスムーズに策定できるよう、期待しております。

また、最終的には様々な項目において町が判断することとなりますので、有意義な議論をしていただきたいと考えております。

次に、2の（１）についてお答えいたします。

基本構想・基本計画が検討中であったため、新庁舎の持つ必要な機能及び規模が定まっておりますが、延期以前の平成30年度に延床面積約4,000平米で試算を行ったところ、建物のみで約20億円程度となりました。しかし、昨今の建設費用の高騰を考慮すると大幅に増えることが予想されます。また、4,000平米という面積は複合施設といった機能を考慮していない面積であり、今後の構想によっては、面積が増える可能性があります。

運用コストについては、脱炭素化の要素を取り入れて、環境に優しく、ランニングコ

ストを低減できる運用を行ってまいります。

次に、（２）についてお答えいたします。

建設方式についてですが、議員おただしのとおり、様々な発注手法がございます。こちらについても、基本構想を策定していく中で決定してまいります。可能な限り早期の着工が必要であることから、導入可能性調査の必要なPFI方式や２段階の発注を必要とする従来方式ではなく、デザインビルド方式、ECI方式、リース方式等を考えております。

次に、（３）についてお答えいたします。

財源の確保についてですが、国・県等の補助金や交付金の活用についても情報を収集し、引き続き研究を行う必要があります。併せて、各手法におけるメリット、デメリットを本町の新庁舎建設を実施する前提として、さらに明確に整理するとともに、財源の確保策として、町民債の発行、クラウドファンディングの活用等についても、調査・研究を進めてまいります。

次に、（４）についてお答えいたします。

建設予定地についてですが、６月定例会に提出された請願及び意見書について尊重し、現候補地も含めた中で、建設予定地についても再考するという事で考えております。

今後の候補地検討についてですが、求める条件に合致する建設予定地を調査するとともに、町民皆様の意見を伺っていく中で、さらなる適地が見つければ、民有地についても候補として調査し、建設場所については、12月頃まで結論を出したいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎６番（渡部正司君）

議長、６番。

◎議長（水野孝一君）

６番、渡部正司君。

◎６番（渡部正司君）

今回、詳細な項目を通告させていただきました。これは、実は調査検討はずっと皆さん執行部の方、やってこられたと思います。そういった経緯や、現在どのように考えているかを、再質問の形ではなくて、町民の方にもしっかりと伝わる答えを望んだことから、ちょっと細かくなってしまいました。本来であれば、大項目で細かく再質問をするというのもあったんですが、あえて細かい項目を出させて、回答、答弁をいただいた次第です。

新庁舎検討については、私たち議会もかねてより検討してまいりました。そして、平成30年、その質問書についても出して、町執行部のほうに出してきたわけですが、その議会からの質問事項に対して、平成30年9月18日に町から回答いただいております。その中でも、まだまだ現在に至っても不透明なところが結構ありまして、まだ検討の段階

でもあるかと思います。

それらについても若干取り上げてみたいと思うんですが。小畑議員の質問事項にもあったんですが、少し防災について、これは私も前にお尋ねしたことがあったんですが、突然使用が不可能になった場合、どうしますか。あるいは、防災対応のときに、新庁舎が使えなくなったときにはどのような対応されますかという、前に私も一般質問でしたことがあったんですが、その際には中央公民館を考えているんだという答弁でありました。議会からの質問でも、やっぱりそのようなことを質問しておりまして、回答としても、30年の当時ですけれども、教育施設なども想定されるんだと。民間施設等の賃上げ等も検討することとしているというだけだったんですね。

検討は続けているということだったんですが、私は防災関係での質問したときに、やっぱり中央公民館が一番いいんだみたいなことの答弁をいただいていたんです。実際のそういう訓練はしませんかというお尋ねはしていて、なかなかうんとまではいかなかったんですね。

現在、中央公民館、それから民間施設の借り上げ等も検討するというふうに、非常時の場合、想定していると思いますが、具体的な方策等あったら教えてください。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

その災害というのは、主だって水害のことだろうというふうに想像するんですが、水害のことでよろしいでしょうか。

先ほど質問答弁にもあったように、1000年に1回というような水害を想定するということになる、総務課長から答弁あったように、この町なかでも3メートル程度の水がつくんだらうというふうな想像がされております。

ですから、3メートル、とにかくこの会津盆地、ほとんどが3メートルつくという考えをしても間違いないと思います。それでつかないのは、西部のほうの丘陵地帯や、そういうところになってしまいますので、やっぱりこの役場庁舎、いずれにしても、どこに建ててあったとしても、役場庁舎やら中央公民館、農協の建物であつたりなんなり、垂直避難が一番かなと、こんなふうに考えます。

ですから、ほとんど3メートルという、1階はほとんど水がつくという考え方はしなきゃならないなと、こんなふうに思います。ですから、2階、3階と、避難場所というのは限られてくるのかなと。

となると、町民の方々も当然、早く来て避難してくださいというふうに言うには、上に上がってくださいということなので、ある程度の人数も入るような、やっぱりスペースも必要になってくるのかなと。それは、それぞれが執務に使っていても、災害時はそういった避難場所にも使えるようなものも必要になってくるのかなと。だから、使い方

にしては重複できるような使い方も検討しなきゃならないなと、こんなふうに思っております。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

防災訓練は、何かコロナ禍において難しいところがあると思うんですが、実際に非常時の場合、実施がないとは全く言い切れませんので、しっかりその代替案といいますか、これ、大至急考えて、具体的に考えていただきたい、検討は続けてもらいたいと思います。

また、防災からちょっと切り離しますが、以前、一番私たちが新庁舎建設に当たり、町民の方から言われるのは、やっぱり不信感だったんです。あれだけ建てる建てると言って、説明会もあんなにやって、細かくやったんです。ですけど、やっぱり3か月後にはからっと変わってしまったんですよね。この町民の行政に対する不信感というのは相当、何だろう、あんなにやるやると言ってもやっぱり駄目だったのかいぐらいで終わるとは、ちょっと思えなかったんですね。

ですから、前の議会から町への質問についても、その不信感への対応策というふうにお尋ねしました。そのときには、町民への説明を十分行って信頼回復に努めていくというふうな回答だったんですが、今どのような感想をお持ちでしょうか。信頼を高めるため、不信感への対応策として、今考えていることがあったら教えてください。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

信頼を高めるというのは、多分、私から言うと（１）と（２）はつながっているのかなと。（２）をすることによって、（１）にもそういった信頼が生まれてくるのかな、こんなふうに思いますので、まず（２）のほうから、今、質問の特別（１）には言っていなかったんですが、関連して（２）のほうから申し上げますと、昨年就任してすぐにも、ある集落からの要望で、今、メガステージをやっています。あそこで排水路の要望が、整備してくれという要望が十何年もずっとあったという話を聞かされました。それで、それやないと、今メガステージに支障が出るというような話も伺いました。

支障が出ると、メガステージを止めておくのかという話で、じゃあ金がないと言えど、すぐにやらなきゃなんないんじゃないのということで、昨年補正で測量調査に1,500万だったか、上げさせていただいて議決いただきました。それで、今年はもう発注しまし

た。ですから、この冬期間には、そういった整備もできるのかなと思います。

それと、今年は各区長さんからの要望について、細かいのも全部取り上げながら、数的には60件ほど上げさせていただきました。これも当初予算に上げさせていただいたし、また、補正予算でも取らせていただきました。

それで集計してみると、側溝の蓋がけやら、側溝をちいとばかり上げて入れてくろとか、舗装の補修、修繕、そういった細かい話が多くあります。そういうものを全部拾い上げて、100%ではないんですが、まだまだ残っています。ですが、すぐにもやらなきゃなんないなと、現場を見ながらも、できるものに対しては60件ほど拾って、金額にして8,000万ほどになっています。

それと、町で管理している準用河川なんですけど、これの土砂上げ、土砂がたまって、災害につながるというような心配の中で、この土砂上げ、これも大分拾い上げて、2,300万ほどつけさせていただいております。

ですから、区長さん方からの要望についても、来年もまたこうしてできる限り予算をつけていって、100%まで来年でいなくても、毎年毎年、そうして区長さん方と情報交換しながら、とにかく行政と町民と区長さんと近寄っていくということが私の姿勢だと思っていますので、そのようにして進んでいきたいと思っています。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

大きな問題としては、ちょっと項目に上げていなかったんですが、取り上げさせてもらいました。

答弁の内容からちょっと重複するかもしれませんが、また、順序も若干前後するかもしれませんが、お許してください。

町長が答弁していただいた、その町民の素朴な声の中で答弁していただいた、あれほど金がないと言ってきて本当に大丈夫かと、やっぱりこれも切実な声と心配をしているからなんだろうと思うんですが、そういう声があるのも事実なんですね。

答弁していただく中には、10年間の収支が黒字化する見通しになった。それから、いろんな指数がありますけれども、実質公債費比率11%、それから将来負担比率49.1%という数字を上げていただきましたが、なかなかこれ、何パーセントだと言っても伝わらないんですよ。

じゃあ、これがどういう姿なのかということも、具体的にこう示さないと、なかなか理解ができないと思うんですね。皆さんプロだから、ここまで行った、いい数字なんだなと分かるかもしれませんが、もう少し少なかったら、もう少し改善したらどういうことができるのか、やっぱりそういうこともあると思うんですね。

実際のその数字が、生活においてどの程度なのかということも、やっぱり分かりやす

く示すことも必要だと思うんですが、皆さんどうでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今、渡部議員からおたしございましたが、財政の指標については、非常に大きく改善しております。

これがどういうふうに実感するかというと、我々も体感するものとして何があるかというと、やはり基金の積立てが多くなってきたということが、一番体感しています。それが結果的にこういう指標の改善に現れているというふうに感じておりまして、やはり一般の家庭でもそうだと思いますが、貯金に余裕が出てくれば、ある程度使えるお金が回ってくるということで、今、町がそういう状態になっているということでもありますので、さらにまた分析して、町民の方に分かりやすくお知らせできるようなものがあればしたいと考えておりますが、基本的にはやはりこの基金、貯金が増えてきたということが、町の財政の改善が一番分かりやすいお知らせの仕方だというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

まさに実生活に直結するようなイメージが伝わるような周知の方法を考えていただきたいと思います。

次、町長から、まちづくり懇談会についてのお話がありました。これを実施したいということなんです、具体的にまちづくり懇談会という、この名称はさておいて、それから9月9日の広報でしたか、周知をするということなんです、この概略でもいいんですが、誰でも参加していいのか、それから何かそういった場所とか、どんなところでやりたいと考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

まちづくり懇談会につきましては、先ほど9月15日から各地区において9月末日まで、7か所で行っていきたいと思っております。

時間については夕方7時から予定しておりまして、場所は、その地区の方がその地区の懇談会にというわけじゃなくて、あらゆる地区の方がどこの場所に参加してもいいというようなことで、広く町民の方から、将来のまちづくりについて、新庁舎建設だけじゃなくて、いろんな様々な部分について意見をいただきたいということで考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

新庁舎だけではなくて、まちづくり全般としてということなんですよ。より広がった可能性はあるかなと思いました。

また、答弁の中では各種団体での懇談会も実施するというお話もありました。これは具体的にどういう形で、どういう業態の方との懇談会というのを開くのでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

新庁舎関係だけではなくて、庁舎整備課で、今先ほどまちづくり懇談会という話をしましたが、すみません、場所がちょっと抜けていまして、各地区コミセンで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

今ほどの各種団体という話でありますけれども、各所属課でいろんな団体というか、所管している団体等がありますし、あとは先月ですか、農業者の関係の若い方々との懇談会とか、いろいろ町全体として企画している会合等においても、様々なまちづくり、あとは新庁舎に関しても話題に取り上げていただいて、様々な意見をお聞きしていきたいということでもあります。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

そういった懇談会を、大体意見などを集約するというのは10月いっぱいぐらいだと思っていいんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

時間はちょっとしばらくいただきたいと思います。

まちづくり懇談会につきましては、9月いっぱい、今、同時並行で進めています町民アンケートについても、今後発送の準備に今、入っておりますので、10月いっぱい辺りをめどに集計していきたいなということで考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

着々とう、やっぱり進めないといけないところは進めないと、なかなか分からないところが出てきますので、どうぞ進めていただきたいと思います。

時間もあまりないので、項目が多かったという反省もあるんですが、建設概要についてちょっと伺います。

現在は、従来、今までは従来方式、PFI、ECI等々を考えられていたんですが、今絞られた3点ほどありましたけれども、この絞った大きな要因というのをもう一度教えていただけますか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

建設手法につきましては、従来方式から、先ほどありましたリース方式まで、様々な手法があるということでありまして、各手法とも様々なメリット、デメリットがあるということで考えております。

従来方式とPFI方式については、ある程度の着工までの時間はかかるだろうということで考えております。

従来方式については、やはりご存じのとおり設計、設計についても基本設計とか実施設計とか、また分割して発注する場合がありますが、その後に建設の工事のほうの発注ということで、発注段階が何段階か分かれてくるということと、あとは単純な指名競争入札ではなくて、総合評価だったり、あとはプロポーザル方式だったりということで、ある程度の業者選定に關しての期間もかかりますので、ある程度の期間がかかるだろう

と。

あと、P F I 方式については、やはりこのP F I 法という法律にのっとして業者選定に向かっていきますので、応募されてくるだろうS P Cという運営会社みたいな会社の効率、効率というか、そういう組立て方も、なかなか事業者の方々の時間も確保しなければいけないということで、やはり時間がかかるだろうということで考えております。

先ほどの答弁にありましたデザインビルド方式、あとはE C I 方式、これは似たような事業手法なんですけども、設計施工を一括して発注するようなイメージになっております。

ということで、発注の段階が、回数が少ないというか、そういう部分もありますし、着工までの期間がもちろん短いということもありますので、その辺も含めて、そういう方式のほうが、現役場庁舎が耐震化率も極めて厳しいという状況でありますので、短期間で着工できるような手法を考えていきたいという部分であります。

その部分で考えなきゃいけないのは、早さばかりではなくて、やはり我々の設計に対しての意図というか、そういう思いが伝わるような事業も必要ですので、その辺も加味しながら、これから考えていきたいということで考えております。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

いろんな運営方法も含めて、それからいろんな方式ですね。建設方式、いろいろ検討されていると思います。

前回の平成28、29、30年のときは、やっぱり経済上の問題がとても大きくのしかかっておりましたから、決して華美にならずということも何度も答弁でいただいていた。コンパクトできれいな、すっきりしているなどか、そういうことも、とても町民にとってはイメージとしていいものがあるかなと思いますので、そういったことを含めて、全体の運営方式、建設方式についても、これからも検討を重ねていただきたいと思います。

また、私は自分なりのチラシを配布させていただいて、いろんな方からコメントをいただきました。その中には、新しい建物については新しい雇用を生むようなことも重要ではないかという、貴重なご意見もいただきました。それは運営どうのこうのというところまではありませんけれども、単純に運営するのではなくて雇用を生むような運営もひょっとしたらあるかもしれないなという、ちょっとヒントをいただいたと思います。そういったことも含めて検討をしてもらいたいと思います。

肝心なところで、財源について伺います。

財源確保について、2の（3）クラウドファンディング、あるいは町民債等々ということで問いかけたわけなんですけど、現在、私は非常に、その中でも町民債というのはとても大事なポイントではないかなと思っているんですね。僅かな金額であっても、町民

の方から資金を募ることによって自分がそこに参画しているんだという意識が生まれるし、とても大事なイメージを持つこともできるんじゃないかなと思っているんですが、再度伺いますが、町民債の発行についてはどのようにお考えでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

町民債につきましては、要するに市民公募債と言われるもので、我々も研究をしてきたところでございます。

そのメリットとしては、やはり渡部議員が言われるような、庁舎に対して愛着を持っていただくとか、注目されるとか、そういったことがあると思いますので、そういう効果というのは非常にあるというふうに思います。

一方で、町民債の発行については、町民と町内の企業を対象に発行するということになりますので、当然資金の調達力としてはちょっと弱いということがございます。

あと、償還期間が、やはり一般の方を対象にするので、あまり長く取らないというのが一般的な話になりますので、これが5年ぐらいでの償還ということになりますので、その辺も判断しながら、有効性については今後判断していきたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

町民債、また、これは県でも行っているんですが、県民債などでは、利率として、これは令和4年の5月、今年の5月なんですが、利率として0.1%程度、それから購入の限度額としては1人当たり5万円から5万円の単位で3,000万円まで、これは企業でも一般の方でもいいですよというようなことで募集をしております。なお、これも有効なことではないかと常々思っているんですが、検討していただきたいと。

それから、一般の寄付ということであれば、ふるさと納税も非常に大きなインパクト、または通知、周知能力というのは大きいのではないかと思っているんですね。今現在、ふるさと納税の下で新庁舎建設に使ってくださいと言っているのは、今まで累計どのくらいありますでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

ふるさと納税に関しては、幾つかのメニューがございまして、庁舎建設についてもその一つでありました。

ふるさと納税の考え方として、実は令和元年度までは全て財調のほうに積立てしていたということになります。先ほどちょっと渡部議員に見せていただいた積立ての額については、一般の寄付ということで、ふるさと納税ではなくて、一般の方が庁舎建設のために使っていただきたいというような積立ての分だというふうに私は理解をしていると思います。

令和２年度から納税額については積立てを行いまして、２年度が65万4,000円、３年度が254万3,000円、ふるさと納税としては合計319万7,000円の積立てを行っておりまして、納税額全体としては、１％とか２％ぐらいの納税額だということになっております。

◎６番（渡部正司君）

議長、６番。

◎議長（水野孝一君）

６番、渡部正司君。

◎６番（渡部正司君）

この方式については、前、議会のほうから町に提出をいたしました質問事項の中に含まれておりまして、これは平成30年のときでありましたが、確かにちょっと平成29年で21件32万円、平成30年で３件で12万2,000円、ちょっと少ないというイメージがありますが、坂下町のいろんな産品、ふるさと納税に関係しているものも大分大きくなってきましたので、それだけ目に触れる機会も多くなっているかなと思っています。

その際に、ぜひ新庁舎建設検討ということも、新庁舎の建設についても、またPRをしていただいて、この金額も上がることを期待しているんですが、そういったことも考えられますでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

はい、そのとおりだと思います。

30年度までに一般の寄付もあったということに関しては、やはり庁舎建設の議論がなされていたということもありまして、一般の方からの寄付もいただいたということであろうかと思います。

これからさらに庁舎建設が現実味として具体的になってくると、ふるさと納税の中で

も大きくPRをしまして、その項目での寄付を募集してまいりたいというふうに考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

2の（4）の建設予定について、また戻りますが、以前は町の所有地を原則としていたというふうに伺って、承知をしています。

その町所有地というものの中でも、県有地ですね。ブイチェーンの隣の広大な地域がありますが、その中にはあれも町所有地なのかなと思いながら検討して、私なりにしていたんですが、そのほかにも、自分の頭の中には学校のいわゆる坂高、あの扱いをどうするのかという考えはあったんですが、昨日以来の町長の答弁、なかなか使いにくいんだなという、そんなこともそうなのかなと思いながら伺っていたところですが、これで見ると、使えるところがあればいろんなところを探して、最終的にはコスト等の問題、運用等の問題になるかと思いますが、そういったことも併せて、また検討を深めていただきたいと思います。

時間になりました。質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、渡部正司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、3番、物江政博君、登壇願います。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）（登壇）

3番、物江政博でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公務員の副業についてお伺いします。

福島市は、果物王国福島のさらなる発展を目指し、高齢化などに伴う農業の担い手不足を補うため、市職員が果樹農家の収穫作業などを手伝うアルバイトを許可する、カジュアルワーク職員制度の運用を始めました。この制度は全国的に取り入れられており、生産農家にとって大きな後押しとなっています。

当町においても、近年、町の歳入面で貢献しているふるさと納税の中で、農産物は大いに手応えのある成果をもたらしています。しかしながら、当町の稲作農家、果樹農家に従事している方々にとって、どうしても人手不足が障害となり、安定した協力ができないものと思われます。また、人手不足は農家だけの問題ではありませんが、労働力を

必要とする期間が短期であり、集中するので、年間雇用は難しいと思われます。

地方公務員法には副業を禁止しているが、任命権者の許可を得れば副業を認めることができます。当町においても、町産業の向上と発展のため、隠れている人材の発掘と労働力の提供を、行政の場から発掘ができるような施策を打ち出してはいかがでしょうか。ここで質問します。

- 1、当町の町職員の副業許可は考えられるか。
- 2、副業が許可された場合の業種はどこまで広げられるか。

次に、第2として、移住定住推進事業についてお伺いします。

当町では、町外からの移住定住を推進するため、庁舎入り口に移住定住相談窓口の看板を掲げました。

古川町長は、町の重点政策である過疎対策を進めたい、移住定住を推進することで、促進することで、人口の増加を穏やかにすることが大切と述べられました。

町では以前から移住定住の問題が取り上げられていましたが、今回新たに窓口を設置することにより、どのように施策が変わるのか、またその効果をどう考えているか、お伺いします。

- 1、移住定住相談窓口の設置とは具体的に何か。
- 2、今後の過疎化対策の見通しはいかがか。
- 3、移住定住促進事業内容の町外への告知方法を伺います。

壇上よりの質問とします。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午前11時58分）

再開は午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

3番、物江政博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の2についてお答えいたします。

全国的に人口減少社会に突入し、国としても対策が求められる一方で、過疎化が進む地方への移住や二地域居住など、田舎暮らしへの注目が集まっております。

本町の人口は、会津坂下町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略では、令和12年には1万3,128名まで減少することが予測されており、労働力や消費市場の減少がもたらす地域経済への影響が懸念されます。

町では、本年度から過疎対策を最重点事業と位置づけ、移住定住推進班を設置し、特に空き家バンクや住宅取得支援補助金を活用した定住人口対策、町の魅力発見ツアーの実施や、SNSを有効に活用した情報発信など、交流人口対策に積極的に取り組んでいます。

これらの対策と合わせて、会津西部の経済・子育て・医療の中心としての良好な住環境を生かしながら、何よりも住み続けたい、移住したいと思うような魅力あるまちづくりを展開し、人口減少に歯止めをかけてまいりと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

近年、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少・少子高齢化に伴う人材不足等を背景に、民間労働政策において兼業や副業が促進されています。

公務員の兼業については、地方公務員法第38条において、「任命権者の許可を受けなければならない」と規定されていますが、人手不足が深刻化する農業分野等において、職員の兼業によって地域産業の活動を支援する自治体の例が見られるなど、公務員の兼業への期待はますます大きくなっていくものと認識しております。

一方、本町における兼業の許可基準については、「営利企業等の従事制限に関する規則」において「職務遂行に支障がないこと、特別な利害関係の発生のおそれがないこと、他の公共団体の職を兼ねる場合には勤務時間が重複しないことを具備し、かつ法の精神に反しないと認める場合に限り許可する」と規定しており、地域産業の活動を支援する兼業は、この規定に添っているものと考えます。また、職員が地域産業を支援する活動に参加すれば、協働によるまちづくりがより一層活発になることが期待しております。

このことから、本業に支障をきたさない休日等の活動で、報酬が社会通念上相当と認められる範囲を超えないなど、規則に定める許可の基準に合致し、地域の発展・活性化に寄与する活動については、業種等は問わず許可してまいります。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

私からは、ご質問の第2の1と3についてお答えいたします。

初めに、1についてお答えいたします。

令和4年度より過疎対策を最重点事業に位置づけ、政策財務課移住定住推進班が移住希望者の相談にワンストップで対応する、会津坂下町移住定住相談窓口を設置いたしました。

窓口の設置目的は、一つ目に、相談者や移住希望者がどこに相談すればよいか分かりやすいこと、二つ目に、重要施策の取組が広くPRできること、三つ目に移住希望者への対応を効果的に行えることであります。

窓口では、移住相談者のニーズを的確に捉え、家族構成や世帯の状況に応じて町の情報を提供するなど、移住前だけでなく移住後も安心して生活が送れるよう、寄り添ったサポートをしております。

また、移住定住を全庁的に推進するため、班長による移住定住推進会議を設置し、移住定住の状況や課題の共有、移住のための施策を協議するなどの取組を進めております。

次に、3についてお答えいたします。

町外から多くの方を呼び込むには、事業内容を広く周知することが必要であります。町ではホームページやSNS等での周知はもちろんのこと、移住希望者や本町に興味がある方が多く集う、首都圏の観光PR施設や情報センターなどにチラシを配布しております。

また、移住してきた方の体験談や、くらしの情報を紹介する移住定住ガイドブックを作成し、本町の魅力を知っていただく取組を進めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

最初の副業のほうから、順を追って質問させていただきます。

答弁の中に、営利企業等の従事制限に関する規則は既にあるということで、これを元にすれば、今でも兼業をやってもいいというふうな判断なんではないでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

既に町では規定を持っておりますので、それに沿ってれば、兼業は認められるというものでございます。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

それに伴って、業種は問わず許可するというふうなところでもって、内容的には職務遂行に支障がないこと、特別な利害関係が発生しないこと、勤務時間が重複しないというようなことがあるんですけども、公務員として働く上で、守秘義務的なものはどういうふうになっているんでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

守秘義務は、地方公務員である以上、全ての業種について回ることとなりますが、あくまでも役場での勤務に関する守秘義務であって、兼業する業務での守秘義務ではありませんので、そこは守秘義務の範囲が応じるのは、役場での勤務に関する守秘義務というふうに解釈しております。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

具体的な話になってきちゃうと思うんですけども、例えば農家さんあたりに副業として入った場合に、何て言ったらいいかな、見積関係じゃないんだけど、何かの企画的なものが、それに携わる、要するに産業課の方が副業に入ったときに、そこで情報のやり取りがあるんじゃないかなというふうな疑問が、そういうことはあまり考えないほうがいいんでしょうか。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

例えばであります、産業課の職員が農政の支援に副業として従事した場合、まだ周知していない補助事業の情報だとかをその方に特別伝達するというような趣旨が懸念されますが、それはあくまでも役場での農政業務での補助事業並びに補助支援事業の情報の守秘に当たりますので、そこについては守秘義務が発生しますので、そこは厳しく対応してまいりたいというふうに考えています。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

職員の方が副業をやることによって、協働のまちづくりということで、メリット的には大変すばらしいことだと思うんですけども、逆に行政側から考えて、デメリット的なものが何かあるか、考えがあるか、発生するか、もしもお分かりでしたらば、お伺いいたします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今のところ想定しているデメリットは、大きなものはございませんが、リスクとして出てくるものは存在しているというふうに思っております。

まず、兼業、副業での怪我等が想定されます。それらについては、長期間療養が必要となってしまう怪我をした場合、本業に支障をきたすのではないかとこの部分でございます。

それに付随しますが、私ども役場職員が兼業する際に、それらに専門的な知識を持って従事するわけではございませんので、想定されるのは、農産物等、あと製造業での従事する者の過失によって、例えば農産物を駄目にしてしまったとか、搬送の際に荷物を転倒させて駄目にしてしまった、あと工業製品であれば、それを作っている過程の中で調合とか機械の操作を誤って駄目にしてしまったということが懸念されておりますが、それは兼業する際に、保険であったり、様々な対応でリスク管理をしていかなければならないというふうに考えております。

大きくそれをデメリットというふうに捉えてはございませんので、副業をすることによって、役場職員が町民の方々と一緒に町の産業に携わるというメリットのほうが大きいのではないかとこのように考えております。

◎ 3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎ 3 番（物江政博君）

それでは、間違いなく、当町としてはこれを推し進めていくというふうな考えだと思いますので、その先を聞きたいんですけども、これを実行するに当たって、庁舎内またはそれを活用してくれる、具体的に言えば農家さんとか、そういう企業のものの告知というのはいつ頃から始めるんでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

それでは、具体的な部分について、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、町の基幹産業であります農業の現状につきましては、農業従事者の高齢化を要因としまして、担い手、後継者不足により、遊休農地の増加や、収穫期の労働力不足によります廃棄物等の増加などなど、課題を抱えている状況でございます。

この労働力不足を支援して、本町の農業を守ることでの地域貢献活動としまして、職員が先導的にかつ積極的に参加することで、地域全体の基幹産業を支える仕組みを構築していきたいという考えでございます。

その中で具体的に申し上げますと、水稻につきましては、現在、後継者不足や担い手の高齢化が見られるものの、大型機械やドローン等によりますスマート農業が進んでいるので、園芸作物に比べますと比較的人が足りているという状況でございますので、園芸作物につきましては、摘果やシート張り、収穫の際には機械での作業ができないということもありますので、どうしても人手が必要になるという部分がございます。そのために、生産現場では深刻な人手不足ということに陥っているという形になってございます。

収穫作業が間に合わない部分で、出荷できずに廃棄になって食品ロスになっているところもございますので、その部分を町としましては先進的に、まず対象者を農家の方、園芸作物をやっている方という形で、認定農業者さん、あとは新規就農者の方をまずはターゲットとしまして、試行的にまずやっていきたいというふうに考えております。

まずは農家さんのほうに、いわゆる要望調査等を行いまして、あとは職員の方への希望調査、活動希望ということで話をさせていただくという形になります。

その前に、これをやるということで、事前にホームページ等でこの活動については告

知してまいりたいというふうに考えてございますが、それを併せまして、農家さんとい
わゆる職員のほうの希望の部分でマッチングができれば、作業をしていただくような形
になります。

今ほどありましたとおり、作業については簡易作業ということで、いわゆる農家さん
のほうと協議をする必要があるかとは思いますが、やれる範囲の作業という形になるか
と思っています。

その中で、まずは、試行期間という形で、今年度早々にも実施できればということで
考えてございますので、その辺、ご理解いただきたいと思っています。

◎ 3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎ 3 番（物江政博君）

早々に始められるということなんですけども、取りあえず今、話を聞くと、その農家
さん、あと、これはあくまでも職員さんの本人のマッチングというふうな話になってい
るんですが、当然、雇う、雇われるとなると、契約関係が出てくると思うんです、その
中で。それはお互いで、庁舎内ではあまり関係ない話になると思うんですけれども、た
だマッチングする中において、来年10月からインボイスという問題が出てくると思いま
す。だから、そういうふうな中でもって、その後でもって、内容的なものが、企業的な
農家さんだといいいんですけど、個人株を持っているところだとそういうような問題はな
いんですけれども、まあ逆か。それもあるし、本人がやっぱり所得税関係が関わってく
るという関係なんですけども、そういうところまでは町は立ち入らないことなんですよ
うか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

現状では、まずは農家さんと職員、いわゆる人手不足を解消するという目的で進めて
いきまして、その後、農家さんのほうと町の産業課のほうで、いろいろな課題、問題点
があれば、今のインボイスの部分もございしますが、解決していける範囲で、町としても
ご協力していきたいというふうに考えてございます。

◎ 3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎ 3 番（物江政博君）

次、行きます。

移住定住推進事業なんですけども、8 月に出ました会津坂下町の広報で特集が出ているんで、本当に概要的なものというか、私、質問したいと思ったことが大体具体的に分かってしまったんで、深くは質問できないんですけども、ただ、その中で、この特集の中で移住定住推進協議会という言葉があったんです。そのちょっと具体的な内容をお知らせして、教えていただければ。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今月の広報誌のほうで、移住定住についてはページを割いて広報させていただいたところ です。

移住定住推進協議会につきましては、今年の 4 月に、地域づくり活動に取り組んでい る 5 名を会津坂下町移住定住推進委員に委嘱をしまして、この 5 名によって協議会を組 織していただいたというところであります。

活動内容については、過疎対策事業の三つの柱のうち交流人口と関係人口対策を中心 に、事業の企画立案と事業の実施まで行っていただいているということになります。非 常に自由な発想のもとに魅力的な事業実施を期待したいということで、具体的な事業 につきましては、まず一つとして坂下町を体験していただけるようなモニターツアーを 企画、立案、実施までしていただくということになります。

こちらについては、今、移住の相談とか、空き家バンク、空き家を使用したいという ような方、結構ご相談をいただいて、相談窓口にお越しいただいています。そのときに 必ずお伺いするのが、なぜ坂下町なんですかということをお伺いすると、やはり、お父さ ん、お母さんや、おじいちゃん、おばあちゃんが坂下にいたとか、あと坂下町ではない んだけれども近隣の町村にいて、坂下町の雰囲気というものは肌で感じる事ができる から坂下町を希望しているんだという声を聞きますので、こういう坂下町を事前に体感 していただいて、坂下町を肌で感じていただくということが非常に交流人口から移住定 住につながるものというふうに理解をして、事業を進めているところでございます。

二つ目としては、要するに、移住定住希望者が集まる、以前で言えばふるさと回帰フ ェアとか、そういったものを首都圏のほうに出向いて、会津坂下町の PR をしていただ くというような活動もございます。

現在、あとは三つ目としては、地域おこし協力隊が 4 月から 2 名配置になっています。 合計で 3 名なんですけど、今、古民家カフェを運営するための準備、いろいろ準備を進め ているところですが、そちらのアドバイスなんかをいただいているというようなことで、

活動をしていただいているというところでございます。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

当然、ホームページ辺りにも載せているのは分かっているんですけども、そのフォロー一回数なんか分かれば教えていただきたいんですけど。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

協力隊の方が、フェイスブックとかInstagramに上げておまして、私も必ずいいねとかさせていただいていますけども、ちょっとフォローの回数までは、私がやっている段階ではまだ15人ぐらいなので、最終的な数はちょっと確認していないんですが、さらにこれが広まっていくようなPRも含めてしていかなくはないと思っています。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

今の地域おこし協力隊の方がいろんなことをやっているというような話を聞いたんですけども、やはりほかの地域、特に西会津さん辺りの話を聞くと、すごい協力的でいろんなことやっていて、人数も増えているというふうな話なんです。だから、外部の方が知らない土地に来るのには、やっぱりもともと知っている、そこでもって活動している人たちの言葉というのはすごく大きいと思います。

それに伴って、町では、坂下町ではもう少し、今2名の方が活動していますけれども、もっと増やすような計画はあるんでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

一番最初に協力隊を募集して採用したときに、やはり1名だったんですね。当時から言われていたのが、やはり協力隊はチームで活動することが一番の成功の秘訣だというふうに言われております。

今も3名の方が随時打合せをしながらチームで活動しておりますが、さらに多くの定住人口を増やしていくということであれば、協力隊員も有効な手段、手法の一つでありますので、これから何をやっていただくかというところが大事です。協力隊については、3年間の退任後の当然、坂下町、定住後のなりわいというところも視野に入れなくては いけませんので、そういうところも、その方々の今後の生活、人生にも関わってきますので、そういったところも見極めながら募集をしていきたいというふうに考えています。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

移住定住という問題は、坂下町だけじゃない、当然、隣接する町村いろんなところでもって、国的にも問題というか、なっている話だと思うんです。

ということで、我が町も、隣接町村のそういうふうな話合いは当然やっていると思うんですけども、どのぐらいの頻度でもって、あとどういうふうな内容でもってやっているか、教えてください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

協力隊の方が、やはり近隣の協力隊の方と意見交換とか、ペースでいうと月1回程度はやっております。

それが協力隊に限らず、やっぱり各近隣町村や県内、県外まで行くんですが、地域づくり活動に携わっている方、協力隊、あとは独自に移住して商売を始めたというような方のところに赴いて、話なんか聞いて、自分の今後の生活に役立てたいということで、回数でいうと月2回程度は行っております。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

その協力隊の方々にも関係すると思うんですけども、例えば坂下に住んでいて、ほかの地域に行ったときに、坂下の売りというのはどういうふうにPRしているのか、またはこういうのが売りだというふうなことがあれば、個人的でもいいですから教えてください。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

詳しく協力隊がどういうふうにPRしているかというところは聞いておりませんが、やはり農産物に対応している協力隊の方もいらっしゃいますし、やっぱり坂下のいいところというのは、そういう農産物なんかもおいしいし、協力隊が行っているところというのは、坂下よりも自然豊かなところもたくさんありますので、どういったことをPRしているかというところは、後ほど確認したいと思います。

◎3番（物江政博君）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博君。

◎3番（物江政博君）

一番最初の職員の副業に関してもそうなんですけれども、協力隊じゃなくて移住定住問題にしても、やはりどっかつながるところがあると思うんですよ。やっぱりその地域的に豊かであって、そこに人が住みたいということがあると思いますので、今日は副業もこれから進められるということなので、頑張ってくださいと思います。

これをもって質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、12番、酒井育子君、登壇願います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）（登壇）

12番、酒井育子でございます。通告の順によりまして、一般質問をさせていただきます。

しばらくしませんでしたので、若干あがっております。聞き苦しいところもあろうかと思います。よろしく聞き上手になっていただきたいと思います。

温暖化による異常気象で、例年になく猛暑と豪雨、東北地方や西日本など、予期せぬ場所で発生して、とうとい人命災害や、会津地方にも土砂崩れや陸橋崩壊や、農作物などにも甚大な影響と災害に遭われました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、コロナウイルス感染症は、日々進化して感染力を高め、我が町でも猛威を振っております。

私たちができることとは、一人一人が強力なリスクと強靱な健康づくりに気をつけ、一日を大切に明るい日常生活に心がけることが不可欠と、考えさせられるばかりであります。

古川町長が四つの公約、新しいまちづくりの推進、人づくり、少子化対策支援、産業のさらなる振興、健康づくりの推進を大きな目標を目指して就任をされ、早いもので1年3か月を迎え、ますます古川カラーで、コロナ予防を自ら町民への呼びかけや、庄平のどろんこ日記、Y o u T u b e などなど、ユーモアがあって面白い町長さんですねとお褒めの言葉をいただいております。

平成12年より、前斎藤町長とは同僚議員として苦楽を共にされ、また後期の6年間は女房役として議長、赤字財政を一貫して立て直しに苦勞されましたことに、改めてご苦勞さまでした。

令和3年度監査意見書によりますと、公債費や将来負担率、繰替運用返済による基金の残高額も増え、ようやく明るい兆しが見えて、庁舎建設のために満場一致で江戸鮭の跡地の購入や、取壊しの跡地もきれいに整備され、坂下町の町民をはじめ、会津管内の町村や議会など、多くの方々も2度、3度とマスコミに掲載されて、坂下町新庁舎も着工へと進み始まったことに、大きな関心と期待をしておられました。

数知れないほど待ち望んでおられる方々の思いを胸に、質問に入ります。

質問第1、町長の政治姿勢について、お伺いいたします。

まず最初に、新庁舎建設について、町の考えをお伺いいたします。

少子化問題、人口減少は喫緊の課題であります。6月定例会において突発の請願書が提出され、議決という重大なことに、重大さを提示されましたことには、いささか驚いております。

財政問題も、やや回復の緩やかになってきたものの、空洞化した町なかをにぎわいと活性化ある町並みを戻し、いつでもどこでも歩いていけるコンパクトな優しいまちづくりを目指すために、いろいろな角度から十分に議論したはずです。現地に設置場所として、議会の決議を得ておりました。

また、この3月1日の当町の高齢化率は37.9%と高くなっており、さらに高齢化が進む中で、町民の最大の喜びであり、最大の事業であります建設の着工を目前にして、先延ばしの強行に戸惑いを感じる中で、次の事柄についてお伺いいたします。

(1) 7月12日、8月25日、2回にわたって、なぜ目的もはっきりしないままなのに検討委員会が開催された。その協議の結果について、お伺いしたいと思います。

(2) まちづくりを考える青年の会の請願書について、町長の方向づけは何なのか、お伺いいたします。

(3) 景観条例の設置について、お伺いいたします。

さきの定例会にて、同僚議員が景観条例の設置について質問されましたが、答弁の内容から見て、意欲的、積極的に進めていただきたいという思いでお伺いするところでもあります。

まちづくりの庁舎と関連するものですから、景観条例という形でお伺いするところがあります。

その答弁の、町の答弁の内容とは、必要性和、景観条例による地域の特色や個性を生かした景観形成の効果は期待できますが、景観条例の制定の運用には、各地区の文化や歴史的背景を踏まえた計画づくりと、景観形成の地域の方々のご理解とご協力が不可欠であります。

会津坂下町らしい景観を守り、つくり、育てるために、地域との協議を重ね、理解を深める必要があることから、早急な条例制定はし難いと考えております。というのは、答弁でありましたことから、私のお尋ねしたいことは、現在、会津坂下町には緑で豊かで、神社仏閣の誇り高い町といたしまして、景観条例をつくり、後世につなげて残していかなければならない場所がたくさんあると思うのですが、町なかの中央にある越後街道とも沼田街道とも言われる北裏通りには、全国にも会津でも例のない道路に面して、一列に並んでおります立派な五つの寺院がそびえ立っております。珍しいことでもあると思います。

何と言いましても、地域の宝を掘り起こし、盛り上げ、活力あるまちづくりと交流人口の拡大のためには、引き出すことも町の大きな役目と考えますことから、景観条例を考えられませんか、お伺いいたします。

質問の第2、公共施設など、総合管理についてです。

本町においては、厳しい財政状況が続く中で、老朽化した公共施設の管理や、人口減少などによる公共施設に関するニーズの変化への対応が課題となっているようですが、計画書ができておりますが、その結果についてお伺いしたいと思います。

質問第3、旧坂下厚生総合病院の跡地利用について、お伺いいたします。

令和3年10月に開院されました坂下厚生総合病院の跡地の活用につきましては、何人かの同僚議員が質問されており、さらに私もお聞きしてまいりましたが、病院の所有地としては、所有地と借地でありますことは、承知をいたしております。

町民体育館の老朽化によって、平成30年に取り壊され、5年が経過いたしました。町民の皆様の再構築の声も、諦めムードにあるようです。しかし、古川町長がいつも言われておりました。これからの時代は、施設の建設は町独自ではなく、町独自で着工は難しいし、坂下より山間町村との広域で進めないと、県立総合体育館の設置を積極的に進められたことに感激をいたしておりましたが、最近お話をしなくなりましたが、なぜなのかお伺いしたいと思います。

一時は、本当に町長とは泣き合ったこともございましたから、本当に率直な意見で申

し訳ないんですが、書きませんで言い方がちょっと分かりづらいところもあるかと思いますが、検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

壇上からの質問です。よろしくお願ひいたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願ひます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

12番、酒井育子議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第1の1の（2）についてお答えいたします。

この答弁は、今までの答弁してきた答弁と、全く同じような答弁になりますが、お許しいただきたいと思ひます。

6月定例会の際に、議会から4年間休止していることによる、社会情勢及び周辺地域等の状況の変化を踏まえて、再度協議することとして意見書が上程され、賛成多数で可決されております。

本町としても、この意見書は、町民の声として尊重すべきであると考え、今後の事業計画については、町民より幅広く意見を聴く機会を設けて、現候補地も含めて建設場所についても再考することとし、最終的には、12月頃まで、町が総合的に判断し、結論を出したいと考えております。

その判断材料として、9月15日の金上地区を皮切りに、全7地区においてまちづくり懇談会を実施するとともに、各種団体の会合等に出席した際にも町民の声をお聞きしていきたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

私からは、ご質問の第1の1の（1）についてお答えいたします。

新庁舎建設検討委員会につきましては、平成30年10月24日に開催された第10回委員会を最後に休止しておりましたが、令和4年4月から新庁舎建設事業が再開されたことに伴い、令和4年7月12日に第11回委員会として再開いたしました。

各団体の代表者の多くが変更となっていることから、これまでの経過を説明するとと

もに、6月議会にて可決された請願及び意見書について説明し、委員の方々から新庁舎建設全般について意見をお聞きしております。

さらに、令和4年8月25日に第12回委員会を開催し、意見書等の取扱いについて報告するとともに、協議として今後の事業展開について説明し、理解を求めたところであります。

以上です。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

私からは、ご質問の第1の2についてお答えいたします。

現在、本町には景観条例は制定されておらず、福島県の景観条例及び景観計画が適用されております。

景観条例等の制定に当たっては、景観法に基づく景観行政団体となる必要があります。県内では令和4年3月31日時点で、福島県を初めとして9団体が景観行政団体となっております。

会津地域では、会津若松市、喜多方市、南会津町が独自の景観条例等を制定しており、景観づくりに取り組んでおります。

今回の新庁舎建設は、町の中心部における大規模な施設となるため、周辺の景観に与える影響は非常に大きなものとなります。建設に当たりましては、今後の会津坂下町としてのまちづくり、景観行政を見据えた計画が求められると考えております。

持続可能な町を目指した景観条例や、景観計画の制定については、本町としての景観行政の在り方をしっかりと議論した上で制定する必要がある。また、条例や計画の制定は住民生活に与える影響が大きいことから、町民皆様のご理解、ご協力が不可欠であります。

新庁舎建設に合わせた早急な条例等の制定は難しいと考えておりますが、引き続き会津坂下町らしい景観を守るため、取り組んでまいります。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

私からは、ご質問の第2と第3についてお答えします。

初めに、第2の1についてお答えいたします。

公共施設等の長寿命化が全国的な課題となっている中、本町では、平成28年度に会津

坂下町公共施設等総合管理計画、平成29年度に個別施設計画を策定し、公共施設の在り方についての方向性を定めております。

個別施設計画では、本町が保有している施設で、耐用年数を経過しているものが46%、耐用年数が10年以下の施設も合わせると77%であったことから、現在ではさらに老朽化が進んでおります。

一番の課題であります役場庁舎は、建て替えに向けた作業を進めており、教育施設、町営住宅などは、大規模修繕により長寿命化を図っておりますが、未利用財産の除却が進んでいないことが、課題となっております。

次に、第2の2についてお答えいたします。

本町の財政状況は大きく改善しておりますが、依然として財政指標は県内では下位に位置しており、財政健全化の取組を継続していく必要があります。

多くの公共施設を本町がこのまま保有し続けることは、多額の更新費用や維持管理経費を要することから、公共施設整備基金の積立てを行い、未利用施設を計画的に処分し、公共施設を適正に管理してまいります。

次に、ご質問の第3についてお答えいたします。

坂下厚生総合病院は、昨年11月に現在の場所に移転し、診療を開始しております。今後も多くの方々の健康を支える会津西部地域の医療の拠点として機能することを期待しております。

旧坂下厚生総合病院跡地は、面積は2万790平方メートルであり、町道南幹線に面し、周辺は住宅地に囲まれているなど、良好な立地条件にあると認識をしております。跡地の利活用につきましては、所有者である福島県厚生農業協同組合連合会において、現在、国、県、町の補助金を活用して、令和4年度から2か年度を工期とする旧病棟の除却工事が進められており、今後、跡地の利用についての検討も進められるものと考えております。

町といたしましても、旧病棟除却後の有効な利活用方法について、福島県厚生農業協同組合連合会に対し、周辺地域と整合した地域振興が図られるよう提案してまいります。以上です。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

確かに、4年は社会情勢の混沌やら、町自体も4年間というものについては、何ら進展というのかな、購入したり取り壊ししたりというようなことはありましたけれども、この4年間の間に、最終的に元副議長の猪俣副議長が、最後の本当に副議長としての役

目というのかな、役割というのかな、町のほうの立地条件のいろんな協議した結果がこういう立地条件になったというときの、結局、担保、担保という言葉で、担保、担保と出ているんですけども、実際の話は、定例会において認知されておりますし、新庁舎建設問題に対して、当時の課長さんとか、あるいは係の方が異動されたり、定年されたりすると、後のことが心配だということで、じゃあ形として担保はどうしている、どうしていくんだという質問をされているんですね。それについて、町当局、そのときに、結局、町長としましては、答弁は少なくとも「1回着工しますという計画を立てて、その建設場所も、議会の決議をいただいておりますので、そこから後戻りをするということはないというふうに理解しております」というふうに答弁されているんです。

そんなことで、町当局で、その4年間でどのように努めて考えられたのかお伺いしたいなということが1点と、また古川町長でおられたわけでありますので、議会をまとめておられたわけですので、1年3か月で再考へと変化されたのが、今の答弁の中にもありますから分かりますが、変わられた見解というのかな、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

当時、確かに議長でした。それで、議会をまとめていたというものも、賛成多数を私がまとめたわけではありません。全然、私は賛成でも反対でも意思表示にはできませんから、皆様方に賛成しろ、反対しろなんて言ったこともないし、議会をまとめたと言っても、それはそういう決議することをまとめたというようなことではないというふうに思いますので、ちょっと間違わないでいただきたいと思いますが。

ただ、それは、当時は当時で決議されたことを十分私も分かります。それで、決議された重みというものは、十分分かります。そして、ここ4年たって、新しくなって、ここでまた再度決議されたということでございますから、ただ、古い決議をごみ箱に捨てるということじゃなくて、ですから、今現在は、過去の決議された江戸鰯の跡地も含めた現有地だということを思いながら、今、除却工事も進めているわけですから、何もここには、やめたという決定をしているわけでもありませんから。

そんな中で、今、新しく決議された意見書もあるので、それだって尊重しなきゃならないということで、じゃあ皆さんから、町民の皆さんから、もっともっと幅広く意見を聞きましょうということで、進めるには時間もないことですから、9月15日から今月いっぱいくらいで各地区7地区回って、毎日のようなになるんですが、意見を聞きながら進めてまいりましょうということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

この言葉の議会をまとめてというのが、議長が1票1票まとめたという感じのまとめたということじゃなくて、議会として、全体の議会として、皆さんが発表じゃないけど、全員ではなかったんですけど、結局、賛成多数で議決されたということの重さのことがあると思うんです、議決というものに対して。そういうことで今お聞きしたわけですので、だから町としても、その点の受け止め方はどうだったのかなというふうにお聞きしたかったんですが、いかがなものでしょうか。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

ですから、今申し上げたように、当時の議決も十分重みのある議決でございます。それで、それを今もって新しい議決したからといって、当時の議決をごみ箱に捨てたというようなことでなくて、その議決も今もって生きているわけでございますから、役場庁舎は今、その議決をされた、今解体した旧江戸鮎の跡も含めながら、現有地に建設するという基本はまだ変わっておりません。

ただ、今ここで、この6月の議会で意見書が出てきて、また議決されたということも同じ重みもあることですから、私はもう一度、町民の皆さんから幅広く意見を聴取したいと。それをもって12月には決断したいと、こんなことを申し上げているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

ここに再考、再考というようなことも出ております。6月定例会で出された請願書の中身によって再検討するというふうになっておるわけですが、その請願書を、ここに議事録がありますけれども、本当に同僚議員が、まちづくりの町の中の電柱を、埋設というのかな、電柱を入りたいというような質問でなったら、町長が県の部長といろんなお話をされてきたというようなことで、予算も喜多方だとレトロ横丁とか、若松だと七日町、そういうことだったら該当になるということで、それにはまず、町として、結局、町からこうしろああしろとは言えないというようなことで、結局、請願書を出せば、

議会のところにちゃんとね。「しかしながら、1回議決を賜っているということは、これほど重いものではありません。ですから、その議決を賜った経過の中には、行政側から提案して議決を賜っていますので、今、町長が代わったからといって、私からそれを白紙にして、もう一回議決をお願いしますとは絶対に言えません。口が裂けても、死んでも、これは言えません。ですから、それほど議決というものは重いわけですから、議会の皆さんのほうから、請願、こうやれ、ああやれという提案が、考えてみろよと、ここでもう一步踏み留まって考えろと言われれば、再度、再考しなければならないんだろな」というふうに保存されているのね。

それが6月の定例会で、タイミングが良いって言うんだか偶然にもと言うんだか分かりませんが、あまりにも偶然し過ぎて、私も戸惑っていますし、議員の中には何人かいらっしゃると思うんです。だから、そもそもが、何か、えっというような感じもして、取ってしまいました。

そんなことですので、やはり提出、請願された方そのものも、結局、本人は建設予定地そのものには反対していないと、現地でよいと言っておられるものが、やっぱり私は役場、消防署、警察署は町なかに近い、近かったほうが何につけてもいように考える観点から、今、町長からいろんな答弁いただいたから、そうなのかなというふうには感じられますけど、やっぱりそういうことを全部包含して返答していただければいいのかなというふうに思っておりますので、その辺、もう一度。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

たまたま6月であったということで、私がそう申し上げた6月の議会に、また請願が上がった。たまたま偶然かという、笑うような話ではありますが、決して、その請願出した方が私が打合せしたとか、その人に出せと指示したとか、一切ありません。これだけは信じていただきたいと。首ひねっているんだもん。絶対ありません。そんなこと絶対ありません。たまたま6月であったのかもしれませんが。

だから、先ほど申し上げているとおり、今、酒井議員が前段で読み上げたとおりでございますので、その辺は、疑われるのは疑われてもやむを得ないのかなと思うけど、一切そういうことはないんで、一つご理解いただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

はい、信じています。本当に信じているんだけど、あまりにも偶然し過ぎて、そんなふうに感じました。

それでは、討論会、検討委員会ですね。7月12日、それから8月25日。7月は傍聴できませんでしたが、8月25日に行われました検討会では、やっぱり町から何も示されなかったし、発言が出る状態ではなかったと私は思って見ていましたけど、やっぱり各委員全員、せっかくもう忙しい時間に来ていただいて、全員になぜ、聞くべきではなかったのかなというふうなことで、時間の制限ということだったので、なぜなのかなというふうに思いましたが、その辺なぜだったんでしょうか。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

新庁舎建設検討委員会につきまして、今ほど8月25日の件がありましたけれども、その前段の7月12日の第11回委員会の中で、委員の方々お一人お一人から意見をお聞きました。8月25日の12回の委員会の中では、新たな委員の方々にお聞きましたので、ほぼ委員の方々、多数の方からお聞きしたというようなことで認識しております。

以上です。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

やはり20名の方の委員がいらっしやいまして、委員の中にも本当に町の代表だというふうに認識させていただきましたし、まず諮問を受けて答申されたものは、町として、何ていうのかな、尊重されなかったということもあったと思いますけれども、今、町長があらゆる年代、地域から大きく意見を聞きたいというようなことでなんですが、本当にそんなに大きく大きくと伸ばして、意見がまとまるのかなというふうに思うし、検討委員会も、委員会のを聞くだけで終わることなく、検討委員会はきちんとみんな意見を述べさせていかれるような方向づけをされるべきだなというふうに思いましたが、その辺、課長、お願いします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

第11回のときは、前回の10回までやった検討委員会のメンバーの方々と、11回を開催したと。そのとき、私も出席しましたが、そこで、12回にあつては、新しい委員も入るので、そこで委員長を決めたいと思うので、今回は町長に座長役やってくれと言われて、私が座長役をやりました。その場で出席者全員に一人一人意見を求めて、お聞きしました。

それで、そのメンバーの方々、事前にもメンバーどんなふうになってんだということで私も確認したんですが、各、坂下でいうと7地区と、地区、地区とこう言っていますが、7地区から、例えば消防団の団長だ、そういう充て職はあったものの、地区の本当の代表として入っている方々はおられなかった。だから、坂下町のいうのであれば、各地区からも代表として入るべきじゃないのかと、私はそんな提言をしました。

そして、前々から言っていますように、さっき酒井議員、私の公約で新しいまちづくりと言ったんですが、その新しいの頭に、若い方々によるという私はつけているんですが、若い方々による新しいまちづくりと私は提言しているんです。

だから、それを元にして、若い方々に、若い方々というのは、じゃあ幾つぐらいをいうんだというのは、ですから30年、40年、50年、やっぱりそのぐらいは生きておられる年代の方々が若い方々と私は指しておりましたので、そういった方々を募集したということで、3名の方々が応募されて入られたという経過でございますので。今後は、その若い方々の意見も十分尊重していかなければ、我々も今70ですから、あと10年たって、この世にいるのか、いないのか分かりませんが、そんな人が坂下町の将来のまちづくりと言って今は考えられますが、あとこれ5年たったら本当に考えられますかと尋ねられたら私も自信なくなりますよ。

ですから、やっぱり今後、将来を見据えたまちづくりというならば、やっぱり若い方々の意見が主になってくるんじゃないかなと、こんなふうに私は信じております。ご理解いただきたいと思います。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

若い方、本当に若い方です。年寄りの老婆心かもしれませんが、その若い方の、今回入られた若い方は、いい方だと思います。しかし、今、坂下町の若い方というのは、南に、東に、西にというふうに、新しいお家を、小さな家で20年もてばいいというような考え方、自分の生活が先になっている方が多いようなことなのね。そんなことで、いつも耳にするのは若い方、若い方というふうに聞こえちゃうから、その辺をやっぱり言っていたかかないとなと思って、やっぱりその言葉として、じゃあ年寄りはお捨て山かというふうに、町の方が見ていらっしゃいます、本当に。そんなことで、その辺を十二

分に考えていただければいいなと。

時間がなくなってしまうです。

それでやはり、今後の新庁舎の再考ということで、同僚議員も細かく、細かく聞いているから、本当に私が考えているような再考というのはどういうものなのかなというふうにも考えているんですけども、やはり再考するときの、本当に私はコンパクトでいいと思うのね。

それで、総合複合施設という、こう言われるんです。若い方がね。だけど、複合施設だったならば、やっぱりスポーツエリアのほうに行ってもらって、やってもらって、さっき厚生病院の話が出ましたけれども、ああいうライブ的なものも含めて、向こうに、やはり町の中というのはコンパクトで、いつでもどこでも、今さっき景観申し上げましたけど、やはり大正ロマンをして本当に電柱を埋設して、後ろのお寺を本当に景観条例をして、あそこにすごくなったらいい町になれるのではないかなというふうに描いてはいるんですが。やはり若者が望む華やかなものなのか、複合施設、スポーツ的なものであれば、スポーツエリアでやってもらってほしいなと申し上げても、やっぱり将来を見据えたものは財源だと思っていますし、あとはさっきの災害の問題で、同僚議員が本当に全く同じ内容のことを考えていたんですね。建てるんだったら、塔寺山か見明山かなんていうふうなことも話が出ましたけれども、そういうようなことでございました。

2040年の我が町の人口推移は1万1,000人であるわけですから、結局、確かな優先順位に、自主財源の確保なども包含されている、やるということは分かるんですが、そういうことも視野に入れて検討していただきたいというふうに思っております。

それから、じゃあ、新庁舎検討委員会のことについては終わりにしまして、じゃあ時間がなくなりますので、景観条例、さっき景観条例のこの前、同僚議員の答弁と同じようなことでありますが、この前も塔寺気多宮の町並み環境整備で、町から条例をつくってやれよじゃなかったんですあれ。もう3回も4回もワークショップをして、地域の人たちを盛り上げてくれたのが町だったんです。ああいうふうな事業であれば、やはり景観条例も必要だし、約束事でも何でもいいんですが、そういう方向づけをぜひ町で盛り上げてほしいというのが私の気持ちなんです。

もう何にも、今、坂下町で本当に人を呼び込むことができない状態なんですよ。あそこに夕市だ、朝市だって、みんな道の駅でやる道の駅でやると、年寄りの方が全然そういう方向に行けなくなってしまうようなことで、また他町村から入ってこられる景観づくり、この間、坂下町のお寺、猪俣公章先生の命日には坂本冬美さんが必ず来てらっしゃるんですって。それで、お墓を見てきたんですけど、改めてお墓を見てきたら、6月10日が命日になっているんですって。だから、今年の6月はもう終わっちゃったから、来年の6月には必ずお会いできればいいのになあなんていうふうに思いましたし、あと中野竹子のお墓もありますし、それで光照寺さんの和田さんのところかな、あそこには本当に鎌倉時代の掛け図があるんだそうです。

それで国宝級のものがあるんだそうですが、国宝に指定されると、またいろんなことをしなくちゃならないそうなんです。だから、それはやんねだというふうなお話もさ

れていましたし、2024年というあと2年なんですが、400年になるというお寺なんだそうです。テレビで放映されている鎌倉時代の13人の一人が和田という姓なんで、この和田が何かつながっているらしいんですよね。あまり細かくお勉強させてもらいはいしなかったんですけど。それで、昭和天皇の妹さんが、智子様とおっしゃるんだって。東本願寺に嫁がされていて、それで大谷家ご夫妻の方とご一緒になられたということで、昭和12年にご夫婦で来られて、松を植えたというな、松がこんなに太くなっていましたので、ああいうふうな立派なお寺もある。

後は、貴徳寺は堀部安兵衛の墓もありますし、それから定林寺には栗村弾正のお墓があるということで、これだけでもすばらしい宝物ではないのかなというふうに思っていますので、気多宮、塔寺も立派な町並み環境整備だけど、予算がないと途中で終わってしまったんで、町並みがちょっと残念なんですけれども、ぜひ、町並み環境を発揮していただきたいというふうに思うんですが、その意気込みだけ教えてください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

まず、酒井議員のご質問の中で、景観条例の制定、新庁舎建設に伴うものだと私は認識しておりました。よって、当然、北裏通り沿いにあります寺社仏閣の話が出ましたけれども、そちらの景観の保全を意味しているものだと理解してよろしいでしょうか。

基本的に、当然、現位置、それから建てる場所問わず、新庁舎のデザインとか意匠というものは、当然、設計の段階で周りの景観に配慮すべき案件の一つだと私は認識しております。ですから、あえて景観条例の網をかぶせなくても、そこは当然のことながら検討すべき材料であると思います。

北裏通り沿いの寺社仏閣についても、当然、今のお話にありましたとおり、歴史的な部分がございます。一般的に、景観条例を入れているところの例を見ますと、歴史的価値のある建造物群であるとか、あとは棚田等に象徴される原風景の保全等々を目的に制定されている箇所が多いということでございますので、そういう意味で言えば、ある程度、今の北裏通り沿いに配置されております寺社仏閣なんかも、そういう事例に当たるのかなというふうには考えております。

しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、景観条例の網をかぶせるということは、当然、その区域の中に居住されている方々も対象になってしまうというような部分がございます。前提としては、当然、皆様のご理解とご協力なしには制定できないという部分がございますので、今後、何かの機会を捉えまして、住民の方々の意見等々もお伺いしながら。その辺の判断をさせていただければなというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

酒井議員に申し上げます。

質問事項は論点を明確にし、簡潔にお願いいたします。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

それでは、公共施設等の管理計画についてお伺いいたします。

本当に計画はすごく、我が町の対象施設も412軒というような形になっていまして、大変多くなっております。

その中でも、やはり片門小学校なんかはもう何かに使っていただけるなんていうふうなこともありましたし、若宮小学校はそういう話もなかったような気もしたんですけど、やはり古い公共施設はやっぱり計画に乗せて、いつでも分かるような方向づけをしてもらえればいいのかというふうに思っておりますが、どのようになっているか、お伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

今、未利用となっています施設について、以前、開催した町有財産審議会において、若宮、片門については解体ということで答申をいただいて、その結果を個別施設計画にも掲載しているところです。

利活用については、一昨年、植物工場、水耕栽培の植物工場のお話をいただいて、直前まで協議を進めていたんですが、ちょっとコロナ禍で断念したというような経過がございます。

これからどうするかということでございますが、やはり今、ようやく公共施設整備基金が2億円を超える程度に積立ができております。これらを活用してということになります。やはりちょっと優先されてしまうのが、除却よりも既存の使っている学校とか、そういう人が集まる施設の長寿命化、修繕のほうはどうしても優先的になってしまいますので。ようやく子育て交流センター、旧金上小学校についても、これ金上地区の区長会の要望でもあったんですが、今年ようやく屋根の塗装とか周りの修繕なんかもできるようになりましたので、順次取り組んでいくことにはなりますが、公共施設整備基金の積立の額に合わせて、そういった大規模除却というものをやっていきますが、現時点でやはり基金のほうもさほどたくさんあるわけではございませんので、やはり使っている施設の長寿命化、修繕等を、今、優先せざるを得ないという状況でございます。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

公共施設も結局、古坂下住宅、中岩田団地、ああいうのも全部済まされているんですよね。これ417件の中にね。随時、計画は立っておりますよね、整備計画。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

整備の段階で、個別施設計画にも記載させていただいておりますが、町民1人当たりが保有している公共施設の面積というものが、人口同規模の団体から見るとちょっと多いということになります。

これ、裏返しをすれば、多くの施設を持って使えるんだけど、将来的にはそれを少ない町民で維持しなくてはいけないというようなこともありますので、議員が言われるように、住宅、特に中岩田、台ノ下住宅、老朽化していますので。ただ、入居している方もいらっしゃいますので、一概には言えませんが、個別施設計画の中で、要するに保有数量ですね。施設の保有数量を削減していきますよというようなことを謳っております。その中で、最近ですと旧中岩田住宅、今回売却しましたが、ああいったところも除却しておりますし、今年補正で塔寺住宅なんかもちょっと面積としては小さいんですが、除却したり、昨年、一昨年は、集会所に類似する公共施設なんかは、地元に譲渡したりして、面積の削減には取り組んでいるところであります。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

要領を得ないところもあったかと思いますが、やっぱり最終的には会津坂下町に住んでよかったと、住みたいというまちづくりのために、今後とも頑張っていただきたい、お願いしたいというふうに思って、質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、酒井育子君の一般質問を終結いたします。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

明日、9月7日は、午前10時より両常任委員会を開きます。8日は休会であります。

9日は、午前10時から決算特別委員会を開きます。10日及び11日は休会であります。12

日は、午前10時から決算特別委員会を開きます。13日は休会であります。14日は、午前

10時より本会議を開きます。14日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日は、これをもって、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時16分）

2時25分より、広報広聴特別委員会を開催しますので、中会議室にご参集願います。

◎書記（加藤秀法君）

事務局より申し上げます。明日、7日に開催されます、両常任委員会の開催場所を申し上げます。総務産業建設常任委員会は、北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は、大会議室となります。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月6日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員